

第九十三回国會議院内閣委員會會議錄第六号

昭和五十五年十一月十一日(火曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

十一月七日 辞任 補欠選任

目黒今朝次郎君
片岡勝治君
十一月十一日

山内 一郎君
齋藤 十朗君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
林
迺君

藏内 修治君
竹内 潔君

矢田部 理君
藤井 恒男君

委員
板垣 正君

岡田	実君
源田	実君

斎藤 十朗君
中西 一郎君

堀江 正夫君

片岡 勝治君
野田 哲君

山崎 昇君
中尾 辰義君

安武	峯山
洋子君	昭範君

國務大臣

大藏大臣 渡辺美智雄君

運輸大臣	鹽川正十郎君
國務大臣 (總理府總務長官)	中山 太郎君
國務大臣 (行政管理庁長官)	中曾根康弘君
政府委員	
人事院總裁	藤井 貞夫君
人事院事務總局 給与局長	長橋 進君
行政管理庁長官 官房審議官	林 伸樹君
行政管理庁行政 管理局長	佐倉 尚君
行政管理庁行政 監察局長	中 庄二君
大藏省主計局次 長	矢崎 新一君
林野庁長官	須藤 徹男君
通商産業大臣官 房審議官	柴田 益男君
運輸省海運局長	永井 浩君
運輸省鐵道監督 局國有鐵道部長	永光 洋一君
自治省行政局長	砂子田 隆君
事務局側 常任委員會專門 員	鈴木 源三君
説明員	
大藏大臣官房審 議官	名本 公洲君
大藏省理財局國 有財産總括課長	山口 健治君
本日の會議に付した案件	
○地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法 等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送 付)	

めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めの件（内閣提出、衆議院送付）

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（林逋君） ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十一月七日、目黒今朝次郎君が委員を辞任され、その補欠として片岡勝治君が選任されました。

○委員長（林逋君） 地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めの件を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山崎昇君 もうすでに、この支分部局の法案につきましましては、それぞれの委員から質問もありましたし、またわが党の矢田部委員から、法律論あるいは権限等をめぐりましてかなりな議論が行われております。私は、きわめて技術論になりますがお聞きをしておきたいと思うわけです。

まず、長官にお尋ねいたしますが、ここの九、十月の十二日に、あなたは閣議でいろいろ御発言なされておりますが、集約いたしますというと大体七点になるのではないかと思っています。そこで、その中に、まあたくさんありますが、今回の支分

越しの問題であり、またいわゆる機構いじりやあるいは器減らしではありません、あくまでも事務の整理が中心であります、こういうことになっていくわけなんです、どうも私が見た限りそういうことにはなっていないのではない、こういう気がいたします。今日までの議論を聞きまして、結局は何が問題になったかと言えは機構いじりだけであつて、整合性もなければ合理性もないのではない、こういう気がいたしますが、まず行管長官の、総括して私どもの考えに対する見解をお聞きをしたいと思つています。

○國務大臣(中曾根康弘君) 機構いじりに整合性がないではないかという御質問でございますが、そういう御批判もわれわれは耳を傾けなければならぬ点もあると思つております。

ただ、やつている方の人たちの立場を考えてみますと、なかなか各省の抵抗が實際は強く、それで、自分たちがこの点が一番大事だと思つた点ではないかと思つてもやれない点もあるいはあつたやうなものも考へて、たとえば一省一局削減といふやうな画一的な処置をやりましたのは、各省みんな一律にがまんしてくれと、そういう方策に出ざるを得なかつたのではないかと思ひます。

しかし、理想から見れば、みんな各省とも重大な問題やあるいはむずかしい問題やあるいは簡素化すべき問題や、いろいろ抱えているわけでございます、各省内部のいろんな実情に応じたやり方をやるのが一番理想的なやり方ではないかと思ひます。

今回のブロック法案は、いわゆる五十五年行革の案件でございます、大平内閣におきましてそういう御方針でやりました。これはこれなりに意義があることであると思つております。あの当時

は、KDD問題とか鉄建公団の問題とかも起こりまして、非常に激しい世論の批判にさらされた時代でもございまして、そういう中において特殊法人その他に手をつけ、あるいはブロック機関等にも手をつけて簡素化を志したものであるのだろうと思います。

私たちは、それを受けまして、その上に立つてさらに発展すべき課題として、仕事減らしということとを次の段階においては推進しようと考えた次第で、これは大平内閣の当時のそういう御発想をわれわれは是認いたしまして、またそれはそれなりに意味もあるということを感じておりました。推進しておる次第なのでございます。

○山崎昇君 大変行管長官に恐縮であります。総務長官が十一時から何か熟慮の伝達式等ありまして日程があるようでありまして、ちよつと中断しますが、公務員給与について総務長官に一点まずお聞きをしておきたい。

きょう、衆議院の動向を私も聞いております。きょう、午前中衆議院の法務委員会が裁判官の給与法が成立をして、午後本会議へ緊急上程して、きょうは裁判官の給与が確定をするようでありま

す。もしそうだとすれば、一体一般公務員や自衛隊も入りますが、そういう公務員の給与について担当である総務長官はどういう考え方でこれから臨もうとするのか、お聞きをしておきたいと思

います。

○山崎昇君 裁判官関係については、御存じのとおり、退職手当や定年制は別個にありますね。しかし検察官等々も含めて、そういうところではある意味ではそう絡んでおられない。一般公務員だけはいろんな法案と絡めて、世間で言うならば人質みたいな扱いをやってくる。特に私は、人事院の

総裁もきょうおいでになっておりますが、公務員からスト権を取って第三者の公正な機関だと称して人事院が出すものについて、労働組合にも批判はありますけれども、特にその制度をつくり上げた政府みずから人質みたいなやり方をするという

ことについては、ばくらうしても納得ができません。だから、後で行管長官にもお尋ねしますが、公務員倫理の高揚なんという一項もあるようでありまして、公務員の権利は改善するならば改善するということで政治はやらなきや私はいかぬのじゃないかと。ところが一般公務員の給与については、正直言ってまだ何も

も立っていません。裁判官だけはきょうやっつしましうという、政府部内からいっても私はちがくではないかと思ふんだがね。

重ねて、きょうは公務員法の問題が主力ではありませんが、一点だけあなたに聞いて終えておきたいと思ふんですが、少し私は総務長官も公務員の扱いについてはきちんとしてもらいたいと思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(中山太郎君) 御指摘のように、政府といたしましては公務員の給与に関しては人事院の勧告を尊重する、こういうことで閣議決定をしたようなことでございます。別に、人質にとるとかそういうふうな考え方は毛頭持っておりません。ただ財政事情が、御案内のように、きわめて厳しい中で大蔵省と私どもが折衝する過程において大蔵省当局が、一般の民間の中小企業の給与体系あるいは退職金の制度あるいは平均の金額あるいは定年制の問題等の調査を踏まえて行へべきだと主張したのであります。やはり人事院勧告自身

が民間の給与を基準としていわゆる政府に勧告をする、それで政府が完全実施をするという慣習が慣熟しておりますから、この退職手当についても定年の制度についても、やはり民間というものに無視して公務員だけ独自の方向をとるべきではないというところで、私も人事院勧告とい

うものについて尊重をするという姿勢のもとに、これらの問題についても政府としてはひとつ全体的な目で御審議をいただきたい、こういうふうなことは考えを保持して政府としては希望しておるようなことではございますが、法案の取り扱い等については国会の問題でございますから、国会におきましてもひとつ御審議を順調に進めていただきたい、このように考えております。

○山崎昇君 それでは、重ねてもう一点だけ聞いておきますが、いま審議はもちろん国会自体で決めますが、巷間、公務員関係の三法については、退職手当あるいは定年制と給与法の改正は切り離して、この国会では給与法の成立を大体図るんだというのが政府与党の方向だとばかり聞いています。それはこの場で確認していいですか。そういう形でこれから国会としては審議せざるを得ないと思ふんですが、それについてあなたの決意だけきょう聞いておきます。

○国務大臣(中山太郎君) 給与法だけを御審議いただくということとを私も政府として認めるというふうなことは、現状では私の立場で申し上げるわけにはまいりません。政府といたしましては、あくまでも国会にお願いをいたしております法案の全部を早期に成立させていただきたい、このような考え方でございます。

○山崎昇君 それはありきたりの答弁です、そんなことは。しかし、もう国会は十七日までしかないんですね。実際問題として、あなたの言っているようなことにはなかなかならないから、巷間ではそういう方向が伝わっているんで、少なくともあなたが公務員給与を本場に真剣に考えたら、きょう裁判官が成立するということなら、当然あなたもその決意のもとに政府としてもやっぱ協力しなきゃならぬのじゃないでしょうか。その

点、だから、あなたの決意を聞いています。

○国務大臣(中山太郎君) 公務員の給与を担当する所管の大臣といたしましては、年末を控えて公務員の方々に公務員給与の成立が一日も早いことを念願しております。

○山崎昇君 いいです。それで、私もとしてはそういうふうな公務員給与の処理をせざるを得ないであろうと、この判断をしておきます。そこで、大変行管長官、中断して恐縮でありました。重ねてあなたにお聞きをしたいんですが、このあなたの述べております中の一つに、いまもちよつと関連しましたが、公務員倫理の高揚というのが一項入っているように聞いておりますが、これは具体的にどういうことをあなた描いておられるんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 綱紀を肅正すると同時に勉勵して働いていただきまして、税金を納めている国民の御満足を得るような成果を得るよう政府としても大いに督勵したい、こう考えておるところでございます。

○山崎昇君 いや、そんなことはあたりまえの真ん中であつて、改めてあなたが閣議で述べたほどのことではないと思ふ。しかし、行革の方針の中の項目として述べたからには、それなりの内容はなければならぬじゃないかと思ふ。そして私はあなた自身が綱紀の肅正と、こう言う。綱紀の肅正と言つて一般化されては私は困る。だが、悪いことをやっているのか、だが綱紀を紊亂しているのか、一般の公務員大衆はそんなことをやっております。最近起きてくる事件を見てもほとんど中間管理職ですよ、言うならば。そういう者が何か起こすという、公務員全体があたかもまずいような報道をされて、そしてあなたの方から出てくるのは綱紀肅正の通達だけである。そして、行革の一つの柱として公務員倫理の高揚なんぞ、というものが出てくる。また、あえて言うならば、大臣その他の一部であっても政治資金規正法の問題等と関連してくる。こういうことを改めなければ、あなた公務員倫理の高揚なんぞできないん

じやないでしょうか。

それから、いまも総務長官とちよつと議論しておりますが、何か公務員給与を人買みたいにとつておいて、そして綱紀の肅正を図るとか、行政のサービスをやれとか、そんなこと言つたつて、これ公務員はなかなか私は納得せぬと思う。そういう意味ではどうもあなたのいまの答弁では私、納得しがたいものがあるんですが、重ねて聞きますが、一体具体的に公務員倫理の高揚というのはそのほか何があるんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 特別職の公務員も一般職の公務員も、ともかく全体の奉仕者でございまして、税金を払っている国民に対しては、常に自粛自戒して規律が振盪されている状態で勤務をやらなければならぬと思つております。いろいろ新聞その他で公務員、各種の職種にある人たちのことが報道されたりするたびに国民の皆さんは非常に失望しておられるところもあると思います。特に政治の分野におきまするわれわれといしましては、まず自粛自戒して、率先垂範しなければならぬものであると戒めております。

○山崎昇君 あなたが閣議で言っているほど中身はあんまりありません、いま聞いても、ただはでに新聞には報道いたしますけれども、ほとんど中身がない。そして政治家の政治献金の問題にいたしましてほとんど反省らしいものがない。あるいは高級公務員から始まる一連の汚職事件等についても、これが何か一般大衆に対する通達というかつこうでごまかされちゃう。こういうやり方はやっぱりきちつとしておきませんという、公務員の倫理なんということは私はできないと思つています。そういう意味では、重ねてあなたに申し上げておきますが、少なくともこういう項目を掲げるからにはそれらしい内容というものはやっぱりきちんとしておいてほしい。しかしこれだけやるわけにいきませんから、きょうはあえてその点だけ指摘しておきますが、申し上げておきたいと思ふんです。

時間があんまりありませんので、いろいろ聞き

たいことあるものですから急いでいきますが、第二点目にあなたにまずお聞きをしておきたいのは、行政管理基本問題研究会というものが宇野さんが長官のときにつくられたように私も聞いています。そして、これはことしの五月の八日のこの委員会が私が当時宇野さんに聞いたときには、半年以内ぐらゐにその結論を得るようにはしていきたい、こういうお話でありました。さて、あなたはもう十一月にこれを引き継がれて、もう十一月になるわけでありますが、一体どんな成果がこの行政管理基本問題研究会で出されたのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまのお話の基本問題研究会でございすけれども、お話しのとおり六月に開催いたしました、九月から若干本格的な審議に入つております。特殊法人の現状等についての実質的審議は九月から始めておるところでございす。今後基本問題研究会のメンバーの先生方及び関係各界の意見を聞いて審議を行つていくところでございますけれども、できるだけ速やかに結論をまとめていただくことにならうかと期待しております。

○山崎昇君 これは改めて、私は議事録ありますが、「少なくとも半年以内にその成果を」と、こう言われた。これからやるということになれば、一体この研究会はどういうことになっていくんだらうか。私はもう一つあなたにお聞きしておきたいのは、これは行管からもりました民間の研究成果です、今後における政府・公共部門の在り方と行政改革」という行政管理基本問題研究会の研究報告、管理センターから出されております。これを見るとき、かなりな範囲にわたつて研究結果が述べられておる。一体こういう民間の研究と――あなたの方の方は何か行革という機構をこしらえて、そして私どもに委員会で追及されるという半年ぐらゐで何とかしますと言うが、現実は何にもしてない。こういう民間のそれなら研究成果というものを行管は一体どういうふうに消化をして、どういうふうこれをあなたの方は生か

しているんでしょうか。あなた方がやろうとするこの基本問題研究会とどういうこれは関連あるんだらうか、その点について聞いておきたい。

○政府委員(佐倉尚君) 現在基本問題研究会の方で審議しております。いま御指摘の特殊法人の問題でございすけれども、これはまあ特殊法人の制度と申しますか、あり方等を理論的に審議お願いしているわけでございます。これは前の行管設置法の特種法人を調査の対象にするということに關連しまして御指摘がございまして、その際にそういうことを基本問題研究会を通じていろいろ御審議を願うと、御研究を願うということでございまして始めたわけでございすけれども、六月から夏場にかけていろいろな諸般の情勢がございまして、審議が少し長引いておりますけれども、なるべく早くくいまして上げましたような点につきまして御審議をいただき、研究をいただき、まとめていただくことを期待しているわけでございす。

それから、ただいま御指摘のほかのいろいろな研究成果、そういうものもございすわけでございすますが、そういうものにつきましては、私どもとしましては十分それらを総合的に検討して、いま御審議願つております特殊法人の問題につきましては基本問題研究会でも審議を願つておるわけでございすので、そういうものを全体に検討して総合的に判断していきたいというふうにご考へております。

○山崎昇君 これは特殊法人のことばかりじゃありませんよ。一体行政管理局というのは何なんですか、それじゃ。行政監理委員会もあつて、日常的にあなたの方は行政監理について研究しているはずであります。そして民間からは、これは去年の七月の二十七日に出たものです。私もぎつと読ましてもらいました。こういうものが民間で、特殊法人ばかりでなしに、かなり広範囲にわたつて検討されて出されてくる。そういうものが何にも生かされないで、何か行革という大臣がかわるたびに新しい機構ができて、それも結局がどうなつ

たのかさっぱりわからぬうちにまた次に移つていく。こういうやり方というのは一体行管のあり方なんだらうか、私は不思議でどうにもならない。さらに自治体との関係で言えば、地方制度調査会の答申も何回か出ている。全国知事会の研究成果もある。そういうものをあなたの方何にも検討もせずに、ただ役所で何か研究会みたいなものをつくつたら行革が進むような錯覚があるのじやないでしょうか。そして委員会でも私どもが質問すれば、いや半年以内にやりますとか、いや早急にやりますとか――結局は何も出てこない。これ、やがて時間たつたらうやむやになるんじゃないでしょうか。

こういうことを見ると、本当に行管というのは日常的に何をしているんだらうかというときたま私は自身で疑問にぶつかります。そして皆さん、この報告書によれば「戦後行政改革一瞥」というので、どんなことを歴代内閣でやつたかも、七ページにあります。出ております。結局はいろいろな機構をつくつていろいろなことはやらせるけれども、さっぱりその結末というのはいない。そして、新聞だけは太々的にさもさも行政改革をやるような宣伝だけやる。こういうやり方はやっぱり改めなきやならぬのじやないでしょうか。どうですか。

○政府委員(佐倉尚君) ただいま御指摘のございまして、これも行政管理基本問題研究会の報告でございす。今後における政府・公共部門の在り方と行政改革」というような題のレポートがございす。これももちろん私も十分検討させていただきます。これももちろん私も十分検討させていただきます。また、地方とのかかわり合いにおける地方制度調査会等の御意見等も十分われわれは検討しているわけでございす。先生おっしゃる通りに、行政管理局としましては、行政管理の全体の問題及びその周辺の問題等につきまして常にできるだけ努力はしているつもりでございますけれども、こういう報告書等につきましては、たとえは毎年の行政管理庁における機構、定員等の査定の問題、あるいは監察

局におきましては、監察を行う際に十分にそういうものを取り入れて行っているわけでございまして、ございまして、特に行政改革というふうな銘打って行っている際にこれらの基本的な問題がなかなか進展しないという御批判は各方面からあるわけでございまして、日常の行政管理庁のルーチンワークの中にもこういう報告書の趣旨はなるべく生かすように努力を続けているわけでございまして、先生御指摘の点につきましては、今後ともそういうふうに行っていくというふうに考えております。

○山崎昇君 必ず答弁は生かしてやりたいとか、御指摘のとおりやりますとか、結局は何もやっていない、結論から言えば、必ずと言っていいぐらい新しい機構をつくって、それがしり切れたトシボに終わっちゃう、こういうやり方は私は重ねて指摘をしておきます。

次に私は、時間がありませんから、残念であります問題移りますけれども、たとえ地方事務官問題一つとってみても、昭和二十二年に地方自治法ができてからもうすでに三十三年、「当分の間」という四つの文字のために今日までやむやみになっている。歴代内閣は、私もが指摘をいたしますという、必ずと言っていいぐらい解決するような答弁をする。

そこで、長官にお尋ねいたしますが、福田さんが行管長官のときには、二年以内にこれを廃止して地方に移管しますと言う。大平さんは、五十五年の六月いっぱいにとつきますと言う。さてあなたはこれどうされるんだらうか。そして、今日までの国会では、衆議院の地方行政委員会あるいは参議院の地方行政委員会等何回も附帯決議をつける。あるいは全国知事会、都道府県議長会、市長会等々からも何回かこの問題については意見が述べられている。あるいは地方制度調査会も述べられておる。今日まで何もできてない。あなたは一体これをいつどういうふうにするのか、めどについてお聞きをしておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 地方事務官問題は、

私も非常に頭の痛い問題でございまして、歴代の内閣がこれを処理すると言ってきたておりますことは私も承知しております。ただ、中身が非常にむずかしい複雑な内容を込めておりまして、地方公共団体と中央の所管庁との関係の調整に非常に時間がかかっているわけでございまして。運輸省関係の一部において打開が一部つきましたけれども、それ以外の面につきましてはまだ所管庁と地方公共団体の間の調整がうまくできていないというところはなほ遺憾でございまして、引き続き努力したいと決意しておりますところでございます。

○山崎昇君 ですから、あなたはめどをどうするんですか。特にあなたは運輸大臣当時、当時の行政管理庁長官木村武雄、自治大臣赤澤正道、運輸大臣中曾根康弘、昭和四十三年十一月二十五日、三人で署名したのもある。これどうなりますか。

だから私は、歴代内閣は必ず、中身がむずかしい調整がとれません、苦慮しております。そして私もが質問するということ、ある意味では二年以内だとか、五十五年の六月まではどうしますとか、そういうところまで答弁するが、それまたそれで終わる。

行革というのは、その都度その都度逃れるだけの話であって、何にも合理性もなけりや整合性もないものだから、結局時間が過ぎたらうやむやになっちゃう、こういうあなたの方のやり方じやないんでしょか。

いま、あなたは苦慮していると言うが、あなたは一休めどをどうするんですか。きちっとしてください。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御指摘のとおり、この問題は長い間の懸案でございまして、政府の方のスピードがはかばかしくないことは大変申しわけない事態であると思っております。それだけに、なかなか中央所管庁と地方との間の調整がむずかしい内容もございまして、いつまでという期限を切ることはできませんが、できるだけ解決の糸口を早くつくりまして、そして一つ一つ打開して

いくように努力していきたいと思っております。

○山崎昇君 本場に「当分の間」という四つの文字で三十三年間放置されて、必ず歴代の内閣はやりまして、総理も答えて、結局何もしない。いまあなたに聞いたら、さてこれからですと言う。こういうこと一つでできませんか。そして、あなた方は口を開けば行革、行革と、こう言う。後で今度の支分部局についても私は見解を聞きたいと思っておりますが、ふたをあげてみたら何の合理性もない。整合性もない。本場に私は、行政管理庁というのは何をされているんだらうか、ふだん。先ほど聞いたら、民間の調査だつてよくすっぱあな方検討してないんじゃないでしょうか。そういう意味で、私はもうきわめて不満だということを述べておきます。

そこで、本題に入つてまいりますが、行政管理庁に次にお聞きをしたいのは、ブロック機関というのとは一体その性格がどういうもので、任務をあなた方はどういうふうにご考えておつて、それから、ブロック機関を置くという基準はどこに置いて、これは各省で多少の違いは私も認めませんが、そんなかたくなに考えているわけでありませんが、しかし一定の、ある程度の基準がなければおかしいと思う。そこでブロック機関の性格、任務、設置する基準、そういうものについてどういうお考えなのか、まずお聞きをしたい。

○政府委員(佐倉尚君) 一般にブロック機関というふうに申している機関の性格の御質問でございしますけれども、これは本省庁の事務の一部を分掌しまして、当然通常二以上の府県の区域を管轄する国の行政地方支分部局でございします。それで、ブロック機関は一般に国の現地的な事務を広域的な立場に立つて実施していくというのが基本的な任務でございします。さらにその下に下部の機関が置かれるような場合には、当然その下部の機関に対して業務の指導等を行うというのがブロック機関の性格であらうというふうに考えております。

ブロック機関の配置の基準等につきましては、お

話でございしますが、これはやはり各省庁の所管行政それぞれいろいろ特性がございしますので、そういうものを勘案した上、社会的なあるいは経済的な諸条件あるいは自然的な諸条件等を考慮して配置されているというふうにご考えられます。

わが国の場合、大きく分けてブロック機関が、ただいま先生もお話しのとおり、数が若干いろいろ違つてございしますけれども、これは、先ほど申し上げました各省庁のそれぞれの所管行政の特殊性等からそういうふうになっているというものと考えられるわけでございします。ブロック機関というのとは、これ、法律用語ではもちろんないわけでございますけれども、通常そういうふうに一般的に呼んでいる機関としましては、いま申し上げましたように私どもは考えています。

○山崎昇君 何かわかつたようでわからないんですが、このブロック機関、まあ通称ブロック機関と、こう言いますが、置く機関というのは、あなたの方からもらった資料によると、また行政管理を専門とする学者先生なんかの文献等を読んでみても、画一的にはいきませんが、おおむね八ブロック制というのが大体共通した私は認識じやないんだらうか、こう思つています。そうだとすれば、今度の支分部局で八ブロックあるところが一つ減らしてみたり、またいままでなかったものが八ブロックを改めてつくつてみたり、これは一体どういうふうにはばくらは理解したらいんだらうか。

あなた方は、行政管理について検討するわけでありまして、画一的にいかぬまでも、ある程度の基準というものはあつてしかるべきだと思う。それは大筋私には、多少オーバーしているところもありまして、八つぐらいが行政単位から言うならば、管轄区域から言うならば大体のコンセンサスみたになつてはいるんじゃないやなうか、こう理解する一人なんです。誤りでしようか。

○政府委員(佐倉尚君) ブロック機関を何ブロックにわけて国を分けて配置するかというような問題についてのお話でございします。

この場合、確かに先生御指摘のとおり、ブロッ

ク機関として八つ置いているものが、ほかの数置いているものうちで比較しますと、数としては一番多いことはあるわけでございます。ただ、ブロック機関には六つしかないもの、あるいは十一以上あるものもございまして、いろいろ数も違うわけでございます。これは、先ほど申し上げました社会的な諸条件あるいは経済的な諸条件、地理的な諸条件等その省庁の所管行政との関連においてそれぞれ設けられているわけでございまして、なるべく効率のいいようにという趣旨をもってその数だけ置かれているというふうに理解できると思います。

それで、通常八ブロックが一般的な認識になっているのではないかとお話をございますが、まあ数は確かに多いのでございますけれども、それが八ブロックでなければならないということではないとも考えられるわけでございまして、今度のブロックの整理法案というものにつきまして、さらにそのブロック機関につきまして簡素効率化の観点からそれを統合できるものがあるのではないだろうかという発想のもとに各省庁と協議してまとめて審議をお願いしている次第でございます。

ブロック機関のいまの問題は、一口で申し上げますと、数の問題はやはり各省庁の所管行政の特性と社会的な諸条件、地理的な諸条件との関連においてこのようないろんな数のブロック機関が置かれているものというふうに考えられるわけでございます。

○山崎昇君　そこで、一つ一つ聞いていきますが、いまあなたは各省庁の考え方がそれぞれあるから、一番多いのは、八ブロックに割っているのが一番多いとあなた言われた。私もいま手元を見ると、八ブロックに割っているのが八つあります。あとは財務局が十、あるいは国税庁の十一なんぞというのは多い部類に入る。八より少ないのは農林水産省が一つ少ないとあります。ありますが、大体大筋は八つに分かれているんじゃないか。だからそういう意味から言うならば、後で

も聞きますが、今度の法務省が十四の事務所が八つの局になって、残された六つは、二つは支局で四つは出張所だと、こうなる。言うならば、八ブロックというのがある程度頭にあつて法務省の場合には私は八ブロック制にしたんではないかと、こう考えられる。どうして、いま八ブロックあつて、そんなにそのブロック制にきつくないのに、しゃにむに削って七にしなきゃならぬのか。いまある十四の事務所を何で八つに分けて、あとは出張所とか支局にしなきゃならぬのか。一体どこにこのブロック機関に対する整合性あるいは合理性というものをあなたの方考えてやっているのか私はよくわかりません、正直に言ひまして。

そして、行政管理庁一つとてみましても、今度の設置法を見ると、まず第一に四国を削って名称は中国四国行政監察局と、こうなる。四国を今度名前をくつつける。それでは困るものだから四国支局というのをつくって、これは中国四国行政監察局の出先機関になる。言うならば中二階です。二階をやめて中二階をつくって、それでも今度はサービスの低下になっちゃうじゃないかというので、あなたの方はその下に地方監察局というのをそのまま置く。管轄区域はもとと同じです。一体これはどうしてこんなことせにやいかぬのですか。なぜ四国監察局をそのまま置いておいていけないのですか。なぜ中国四国という名前がついて、困るから支局にして、その下にいままでどおり四国の地方監察局を置かなければならぬのか。なぜ中二階にせにやいかぬのか。一体それがどういう行政のメリットがあるんだろうか。言うならば、いままでならば本省があつて、四国監察局があつて、その下の四国の地方監察局があつて事務の流れが行つていた。今度はあなたの方から、本省から中国四国監察局、四国支局、その下の地方監察局、事務の流れから言えば逆じゃないでしょうか。簡素化どころじゃないんじゃないでしょうか。一つよけいなものが入ってくるんじゃないでしょうか。どうしてこういうことをするこ

これはほかの省にも聞きますが、運輸省来ているはずですが、運輸省も何で新潟の海運局をやめて、今度は名前が海運監理部だというのが、置いておいて、権限は同じでございます。管轄区域も同じでございます。名称は政令で決めるというが、きのう呼んで聞いたら、新潟海運監理部だ。これは外から見たら一体何のことだかよくわかりません。あるいは通産省にも聞きますが、鉱山保安監督部を改める。じゃそれはなくなるんですかと聞いたら、いや支所で残りますと、いままでと何にも変わりませんと、行政サービスは何にも低下いたしませんと、こういう話だ。これまた一体何のためにこんなことをしなきゃならぬのか。地方医務局も同じです。これもあなたの方から出された設置法を見ると、中国四国医務局、困るから、四国に四国医務支局として置いておく。その下にまた出先機関がある。

何でこんなことをすることが行政の簡素化で、能率化なんだろうか。何の意味があるんだろうか。むしろ複雑化するんじゃないでしょうか。よけいな機構が一つできるんじゃないでしょうか。出先機関が。だから、事務の流れを変えてその仕事のやり方を変えるというのなら、それも一つの方向でしようから、私ももしも検討してもいいと思う。しかし、冒頭に申し上げたように、器減らしでもない。機構いじりでもない。行革の方針とは全く違うじゃないでしょうか。出てくる結論というものは、これは長官、何のためにこんなことをおやりになるんですか。これが行政改革ですか。ね。そして困り果ててどういふ文句がついたのか。それは「昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。」何かそのときになったらこれがなくなるようなニュアンスのことがまた書かれておる。先般の委員会ではこれがなくなるんですかと聞いたら、いやそうではありません、そのときまた検討して、なくするかどうするかそのときであります、こう言う。一体行革、行革とあなたの方大宣伝するけれども、何のためにこんな複雑化して、こんなつまらないことをやるのか、これは長官か

ら私は聞いておきたいと思うんです。

○国務大臣(中曾根康弘君)　行政を簡素効率化せよというのは国民の皆様の至上命令であるだろうと思ひます。また、第一臨調の答弁におきましても、地方出先機関を整理統合せよというようなお考えが示されておつたと思ひます。そういうような事態を踏まえて、ブロック機関というものを手をつけて、簡素合理化の一端を示していく、そういう方針でこの発想はできたのであるだろうと思ひます。もちろん、これは十分なものではございません。将来、第二臨調、いまこれから御審議願う調査会におきまして中央と地方との関係をどういふふうにお取り上げになられるか委員の御判断にもよりまが、いまの世論の大勢というものは、中央の所管庁の出先機関をできるだけ整理統合せよと、そういうような世論であるだろうと思ひます。そういうような時代の傾向を受けてまして、そしてまず第一のはしりとして、不十分ではあるけれども各省からいろいろ負担を願つてこのような案ができたのであらう、こう考えております。

私は今度のブロック整理のやり方が必ずしも十分であるとは思ひません。しかし、サービスを低下させない、急激な変化を起こさせない、そういう意味の、いわばソフトランディングの形でいろいろ苦心していまのような形ができておるのであります。そういう配慮のほどにつきましては私は御理解していただけるのではないかと思ひます。

○山崎昇君　整理統合だと言う、配慮だと言う。しかし私は、行政機構というやうなものは適当に扱ふべきものではないと思ひます。それはそれなりのやっぱり合理性や整合性がなければ意味がありません。先ほど来申し上げておるやうに、今度の一連のものを、どうして「中国四国」という名前に変えて、四国が困るから支局にして、その下にまた都道府県のやつが置かれるのか。何にも変りないんだが「一ランク一つ置く。それならば、四国行政監察局」とか、四国医務局

だとか、それが置かれたらなぜ悪いんですか。積極的な意味がどこにあるんですかね。

そこで私は、各省にも来ていただいていますから、まず通産省にお聞きしますが、鉱山保安監督局をこういうことにするわけですが、一体この積極的な意味は何ですか。

大蔵省もそうです、財務局もそうですありますが、一体これはどういうことを意味するんでしょうか。この間、参考人も来まして意見を聞いた。最後に述べた言葉に、政治不信だけ残るんではないかと言っていた。こんなやり方をしておたらそうなると思うんですよ。

それから、厚生省はきのう連絡しておりませんが、運輸省、これも一体新潟の海運局が新潟海運監理部になったらどう変わってくるんですか。なぜこんなことをしなきゃならぬのですか。管轄区域も同じ、出張所や支局のあり方も同じ、権限も同じだという、そして形の上では関東海運局の出先機関だと、中間機関みたいになっちゃっている。一体どうしてこんなことをしなければならぬのでしょうか。

私は重ねて聞きますが、各省一体どういうふうにかがかわっているのか、簡単にひとつ答弁してほしい。

○政府委員(柴田益男君) 通産省におきましては、四国の鉱山保安監督部が広島に統合され、大阪が名古屋に統合されるわけでございます。実際上の任務は、先生のお話にもございましたように、事務委任によって従来と変わらないように遂行していくわけでございますけれども、このメリットは何かという御指摘でございますが、その点につきましては、広島と四国あるいは大阪、名古屋、広域的な保安行政ができる、そういう点にわれわれは理解をしているわけでございます。

○説明員(名本公洲君) 九州におきまして財務局を統合するわけでございますが、五十五年度の行政改革におきまして簡素合理化という目的を達成するということが政府として決定を見たわけでございまして、それに当たりまして、財務局を統

合いたしますけれども、先ほど大臣からお答えがございましたように、急激な変化というものが、地元に対する行政サービス、それから職員の勤務にかかわる問題等に非常に大きく影響をするということがございます。ですから、大臣おっしゃいましたようにソフトランディングということを図ることも考えまして、福岡に支局を置かしていただくという措置をこの法案においてお願いをいたしておるわけでございます。

○政府委員(永井浩君) 新潟の海運監理部の権限でございますが、本法の附則で海運関係の実体法につきましては改正をお願いしてございます。これによりまして従来の海運局長と同等の権限を行使することができ、こういう措置がとれるわけでございますが、一方、本法案にございますように、関東海運局全般の行政の基礎となりますような調査、企画あるいはその調整、取りまとめ、こういったものは関東海運局の本局の方で行う、こういう形になるわけでございます。

○山崎昇君 いまお聞きのとおり、海運局が海運監理部という名称に変わっただけ、中身は管轄区域から権限から何にも変わらなすです。設置法を読む限りでは、通産も同じこと、厚生省も同じです。ただ、いままでと違うのは、合併したからその合併したところの出先にかわる、言うならば一つ下がるというんですか、事務がそこを一つ通らなければできないですね。極端なことを言うと、たとえば四国の医務局は何かやろうと思うと、支局です。それから、中国四国医務局に行かなければならぬ。そこから本省に上がってこなければならぬ。行政のルールはそういうことになります。いままでならば四国の医務局から真つぐ本省に物事が来る。なぜこれが簡素化になるんですか。なぜこれが効率化になるんですか。一つも権限が何も変わらぬという、何でもそんなことをしなければならぬものか、どうしても私にはわからない。

さらに、この「するものとする」という言葉でありますが、これももう一遍、まず最初に管理庁の見解を聞いておきます。これは六十年の三月三

十一日になったらどうなるという、もう一遍この法令解釈についてきちんとした見解を聞いてから私も述べてみたいと思うのですが、まずお聞きをしたい。

○政府委員(佐倉尚君) まず、支局に関する条文の中の条項の「するものとする」という点でございしますけれども、これは、その定められた期間内に、その後には置かれず支局等についてそれをどうするかというのを検討して、さらにその段階において立法措置を講じて廃止をするという、現時点における方針を書いたものでございます。

○山崎昇君 そこで、あなたに「するものとする」という法令用語についてちょっとお聞きをしたいんですが、私がここにいま持ってきておりましたのは林修三さんの法令用語辞典です。これによりまして、行政には一定の作為を命ずる場合には「しなければならない」という規定の仕方がある。一定の不作為を決める場合には「してはならない」という規定の仕方がある。一定の能力、権利、権限、権能、そういうものを与える場合には「する」ことができる「または「することができない」、こうなる。

そこで、この「するものとする」という用語でありますけれども、「必ずしも一様でない」という断り方はあるけれども、「……しなければならぬ」という「……する」というような用語であらわすのを適切とするに近いが、さりとて、これらの用語を使うと、感じ、あるいはニュアンスが少しどぎつくり出すぎる、したがって「もう少し緩和した表現を用いる方が適当」と考えて「するものとする」という用語を法令用語として使おう、こうなっています。これが林修三さんの法令用語の解釈です。

そこで私は、一体どういう事例があるんだろうか。私も国会議員でありますから、調べてみると国会法の十条があります。この国会法の十条によりまして、「常会の会期は、百五十日間とする。但し、会期中に議員の任期が満期に達する場合に

とする」という表現があります。これは、そのときになつて終了するかしないか検討して立法措置でやるなんというものではありませんが、これは、だから法令用語に関する限りは、六十年の三月三十一日で、どつちかと言えは廃止をするという方向に私は私どもはあるのではないかと、関係機関の皆さんはかなりこれは危機感を持っている、あるいは疑心暗鬼にいます。そこで働いておる職員の方々も、一体これはどうなつていくんだろうか、こういう心配がある。

だから、あなたの方は、法令用語としてはそういうことなんだけれども、あなたの方の政策かどうか知りませんが、この法令用語を改めて、そのときになつたら置くか置かないか改めて検討して、気持ちの上では置きたいという気持ち強いんでしょうが、そういう形でやっていくんだというふうにお考えなのかどうか。私は法令用語の使い方から言えば疑問を持っていますが、改めてこれは長官から私は聞いておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 後から政府委員から補足してもらいますが、「するものとする」というその前後の条文の感触は、廃止したいという希望がやはり基礎にあるだろうと思つてます。しかし、基礎にそういう希望を持っておつても、これからの推移あるいはその後のいろいろ条件変化等々も考慮してみても、そして改めてどうするかというのを立法によって最終的決定をしたい、そういうことではないかと私は思います。

○山崎昇君 そうすると、いま関係機関はかなり心配をしておるし、働いている職員も自分の役所がなくなるのかどうか、あと五年たつたらなくなるんではないか、こういう疑心暗鬼で勤務するなということになるれば、公務能率が上がるわけではありませぬ。サービスがうまくいくわけではありませぬ。そういう意味で言うなら、私はこの「するものとする」というようなこんな言いかけんな規定は削除すべきではないか。紛らわしいこんな規定は何でつけなきゃならぬのか。削除すべきじゃないか。そのときに、あなたの方が政策として

廃止した方がいいのかそのままだいいのかという
のはそのときの政策で、こんなものなくてもやる
気になればやる話ですよ。だから私は強くこう
いう、つまらない規定と言ったら少しあなた方
に言い過ぎになるかもしれませんが、少なくとも関
係者に疑心暗鬼を与えるようなことなつたら不
規定というのは廃止すべきである、削除すべきで
ある、こう思うんですが、どうですか。これは修
正できませんか。

○政府委員(佐倉尚君) この条項は、いま長官か
ら答弁のありましたように、現段階における方針
を明らかにしたものでございます。当然、その経
過期間中に行政簡素化の趣旨に照らし、あるいは
組織や行政サービスのあり方等十分に検討して結
論を得たいと考えているわけでございますけれども、
いずれにせよ、その段階で法律的には改めて
手続をとる必要があるわけでございます。

この条項を設けましたのは、この審議をお願い
しておりますブロック整理法案の趣旨がやはり行
政の簡素効率化ということでございます。それで、
その趣旨をさらに徹底させて、六十年三月三十一
日までに支局等を廃止するという現段階の方針を
明らかにさせていただいたものでございまして、
現時点ではそういう方針であるということござ
います。

○山崎昇君 そんなことは何も法文で載せる必要
はないじゃないですか。これを見た現地の機関に
勤務する者あるいは関係する国民の皆さんから言
えば、何のためにこんなものを入れるのだから、
疑心暗鬼ですよ、職員にしたら。六十年の三月
三十一日になつたらおれの方の役所なくなるかも
しれません、関係者もまた、あああの役所なくな
るのかもしれない、こんなことであなたどう
やって行政やるんですか。だから、私はこんなこ
とを法律に入れることは必要でもないし、思い
切つてこの条文については削除すべきだと思ふ。
重ねてこれは強く要請をしておきます。これを削
除したからといって、どうということじゃない
です。なぜこんな、関係者に不安を与えるような

規定を入れて、現時点で現時点だ、いろいろお尋
ねすれば何の合理性もないような機構改革やつて
おつて、機構だけいじくつておつて、事務は何に
も変わらぬで、権限も変わらぬで、そしてあなた
も行政簡素化やつていような宣伝だけこれ勢め
るといふやり方は不当ですよ、これは。ですから、
この規定について私は削除を要請しますが、それ
は理事会で相談してもらいたい。これは委員長に
お願いをしておきます。

さて、そこで関連して、中二階になつたものだ
から、公務員の給与関係とこの中二階になつた存
在と一体どうなつていくんだらうかということが
心配の一つです。

そこで、人事院にお聞きします。

いま俗に言うブロック機関の局がありますが、
これの格づけの実態を簡潔に示してもらつて同時
に、私の方でも調べておりましたが、いままで私の
方から指摘したように、たとえば監査局が支局に
なる、その場合に一体格づけはどうなつていくん
だらうか。営林局の場合にはそのままにいたしま
した。さて、この支分部局法案が通つた場合に、
新潟の海運局で言うならば、海運局が海運監理部
になる。そうなつた場合に、一体この格づけはど
うなつていくんだらうか。これは人事院の見解を
聞いておきます。

○政府委員(長橋進君) お答え申し上げます。

ブロック機関の格づけにつきましては、いろいろ
な場面があると思いますが、いまお尋ねの給与
上の、恐らく等級決定の場合にどういう基準で等
級を決めるかというところはやはり重要な課題であ
らうと思ひますが、職務の等級を決定するにつ
きましては標準職務表というのがございまして、こ
れは職務の困難性を評価する場合の基準として定
めたものでございまして、それに基づきまして
個々の官職について格づけ評価をするということ
にならうと思ひます。

そこで、管区機関等の組織面からのお尋ねでござ
いますので、そういう組織区分、職務段階の面
から見ました場合の評価ということになります

と、標準職務表では、いわゆる管区機関と申しま
すのは数府県を管轄し、相当の規模を有する地方
支分部局ということになつておりますので、した
が、いまして内部組織の実態、これは今回の機構改
革が行われた後でもさうでございまして、それ
も、内部組織がどういふふうになつておるのか、
あるいは業務の実態がどうであるのか。あるいは
これは規模にも関係する話でございまして、これ
も、人員構成がどうなつておるのかということ
を総合的に実態に即して判断するということにな
うかと思ひます。したがうして、ただこれが支
局になつたからどうのこうのと一律的にストレー
トになつていく話ではないであらう、あくま
でも実態を見て判断するということであらうと思
ひます。

○山崎昇君 私もそれを否定して物を言つてい
るんじゃないんです。ところが、私の手元で調べて
みると、管区長は指定職がほとんどです。
とりわけ私が不思議に思ふのは、財務、国税それ
から農産、通産、建設、これは全部指定職です。
何かこう見ておられますと、力の強さ、ところ
ころは全部これ指定職です。そうでないところは、
海運局のごときは指定職が一で一等級が九名、十
のうち。何かこういふのを私も見ておるという
と、この行政機構と給与の格づけとちがはるん
ではないんだらうか、そこにどういふ合理性がある
んだらうか、どうも私には納得できかねるものがあ
ります。

そして、行政管理庁を例にとつて言えば、今度
は四国がなくなつて中国に合併する。合併した
ぐ下の出先機関は、地方監理局でありますから府
県ごとになる。四国の場合には、支局が中国四国
の出先で、そのまた出先に県がある。そうすると、
この四国支局というものと中国におきます地方の
監理局というものとどういふふうになつておるの
か。ただ、経過的には支局はいま
でと同じようなことにいたします。監理局時代と
同じようにいたしますと、こうなつておる。しか
し、行政機構の上で言うところのランク下がつたやう

にもとれる。一体こういう整合性と公務員の給与
体系というものとどういふふうに私どもこれ理解
しておいたらいんだらうか。

また、逆に言うと法務局は十四の事務所が八つ
の局になる。そうすると、私は極端なことを言う
ようでありますから、ブロックの機関に今度はなる
わけでありまして、当然これとの均衡を図ると
いうことになると、指定職だけふえてきて法務局
に関する限りは何か昇格になつていく、こんなこ
とに将来なり得るのではないかと心配をいた
します。だから人事院に聞いておるわけなんです
が、そういうことは、権限も管轄区域もすべ
て同じなんだから従来どおりでやりますと、こう
いうことなんだらうと思ふんですが、どうですか。
それは明確にしておいてほしい。そうしなさんと、
必ずこれは人事管理上は混乱を招くと思う。そ
の点はどうか。

○政府委員(長橋進君) 先ほどもお答え申し上げ
ましたけれども、等級決定につきましては、内
部組織それから権限、業務の実態、人員構成等を
総合勘案して決定いたしておりますので、その決
定の仕方、基準の設け方についてはこれ変更する
つもりはございませんので、その趣旨を徹底して
いきなうと思つております。

○山崎昇君 そうすると、私は当面はあなたの言
うことで理解していいと思ふんですが、だけれど
も、六十年の一応限定があるにいたしまして、
どうなるかわからないにしても、恐らく私はなく
ならぬと思つておる一人ですが、そのまゝ仮に六
十年の三月三十一日に来て廃止をしないといふ
ことになると、支局のまゝさういふままです、
権限もさういふままです。その場合に、これは行
政機構論でいうところのランク、一つ下になつて中二
階だからそれらしいような格づけにせねばならぬ
といふことで降格——いまおる人を降格するとい
う意味ではありませんが、ランクが下がるなると
いふことはあり得ません。設置法上で従来と同
じ権限で同じ管轄区域で同じ仕事をやるわけでは

から、時間がたつたがたつまいが、基準については変わらぬのだということでは理解をしておきたいと思うんですが、いいですね。

○政府委員(長橋進君) 先ほど管区機関の長につきまして、指定職あるいは一等級というふうないろいろな分かれておるじゃないかという御指摘がございましたが、そのように、同じブロック機関でございまして、やはり実態に即していろいろ評価が違ってくるわけでございまして、したがって、今回支局とされた機関につきまして、六十年でございまして、その時点で現在の評価が権限が変わらなければそのまま続くかどうかというお尋ねでございまして、それはやはりいまの段階では申し上げかねますけれども、権限、組織、内部組織でございまして、業務量それから人員構成、そういったようなものが同じような状態でそのまま継続するということになりますとすれば、私はやはり評価の基準としてはそう軽しく変更すべきものではないであらうというふうに考えております。

○山崎昇君 軽々しく変更すべきものではない、それはしかと私も承っております。少なくとも同じ仕事をやらして、ただ機構だけ変わったから、名称が変わったからということでは不利益になるようなことは断じて許されたい、あなたもするつもりはないと言ふから、それはそういうふうに理解をしておきたいと思うんです。

しかし、私が心配なのは、いまこういうようにホットに議論しているときはそれで済む。しかし、やっぱりあなた方もわかる、そのときにはこういう空気というのがわからぬから、いや行政機構の上でいけば一つ下ではないか、そういう論だつて私はあり得るという見解を持つ一人なんです。そういう意味で心配をしておりますから、この点は人事院がそういう見解のようです、恐らく今度の機構改革をやる各省もしかとそれは聞いておいてもらつて、そういうことにならぬようにしておきたい。特に大蔵省はなかなか予算上でいろんなことを言うだけでも、代表してあなたから

ひとついまの線はきちんとしてますということを答弁しておいてもらいたい。

○説明員(本名公洲君) 本日、私は行政大臣としての大臣の側で出席いたしております、主計局サイドでございませぬものでございまして、先生のお話はちよつと答えたいしかねますが、先生のお話は担当の局の方に伝えておきたいと思ひます。

○山崎昇君 それはあなたが主計局でないことは承知の上で、だけれどあなた官房審議官だろ、そうしてこういう行政機構をあなた扱っているんでしよう。だから、こういう審議を通じて国会の意思が那边にあつて、それから人事院の見解もそういうこととすると、あなた直接機構改革を扱う省としてはそういう職員の不利益にならぬようにやりますというところが当然じゃないですか。だから、そういうふうには私はあつたものと理解をしておきたいと思ひます。

もう私の時間がなくなつてきましたから、本来ならもつともつといろいろ聞きたいんですが、次に移ります。農林水産省来ていますか。――あなたに、二点聞いておきます。

これは矢田部委員からも目黒委員からも繰り返し質問されたことだと思ふんですが、重ねて私からも申し上げておきたいんですが、あの改善特別措置法と今度の支分部局のこの法律との関係で、私は法律上のテクニク論も交えて言うならば、改善計画の一部を附則なんぞで、こういう形で行政機構論の附則で変更されるような印象を与えるやり方というのは不当だと思つております。だから本来で言うならば、あの附則というのは私はなくしてほしいという見解を持ちますが、なかなかそこまできかないまでも、これは改善計画と十分勘案をしてやつてもらいたい、改めてそれらについての決意を聞いておきたいことが一点。

それから第二点は、私は林野関係の組合の皆さん、あるいは全農林の皆さんからも聞いておりますが、官側の皆さんから聞いてみても、最近の林野におきます欠員不補充のあり方というのはきわめて過酷に過ぎるんじゃないか、こういう意見が

ありました。それは私の手元に数字がありますが、定員内職員の場合で言えば八人ぐらゐやめなければ一人が補充できないという、定員外の場合で言えば三十四名ぐらゐやめなきゃ一人を補充しないという、現業官庁の林野がこんなことで現実にはもはやどうしようもない、こういう意見が私のところへ来ています。一体、林野はどういう実態にあるんだろうか。それから、行政管理庁はどうしてこんな過酷なことをやらなければならぬのか。私は代表して林野のことを聞いておりますが、これは特に現業官庁で日本の緑の問題と関連しますから聞いてみるわけなんです、欠員不補充の原則はあるにいたしても、こういう極端なやり方というのは私は改めるべきだと思ふんです。これは行管にも聞きますが、林野庁にも聞いておきたい。

それから、もう一つ林野に聞いておきますが、私はついおとといまでちよつと二、三日用務がありまして北海道へ行つておりました。最近北海道でも、道庁でもそうであります、白ろ病というものがまた大変な状況になつてきて、関係者集まつて真剣な討論がされていくのであります。

したがつて、これは労働省とも関連いたしますから、公務員災害補償法のときに私は聞いてみたいと思つておりますが、林野として、この白ろ病の問題というのをどうされるのか。だんだんまたふえてきていく。特に民有林関係にまたふえてきている。道庁で言うならば道有林関係にもふえてきている。こういう現場職員の災害対策というのについて、特に林野の場合は白ろ病という指定された病気がありますから、そういうものについて林野がどういふ対策をお持ちなのか、今後どうされていくのか、あわせてひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(須藤徹男君) 第一点の国有林野事業改善特別措置法と今回の法案との関連でございまして、国有林野事業の改善につきましては、国有林野事業改善特別措置法に基づきまして策定されました改善計画に即して鋭意推進をしております

ところでございます。この改善計画の計画期間は、昭和五十三年から六十二年までの十一年間でございます。かつその計画事項は、国有林野におきます森林資源の整備充実、事業運営の効率化、要員規模の適正化、組織、機構の簡素化、収入の確保などきわめて広範囲な内容となつております。また、この改善計画につきましては、同法附則第二項に基づきまして、計画期間内において必要に応じ見直し検討が行われることになっておるわけでございます。

一方、今回の法案におきます営林局に関する規定は、改善計画につき必要な検討を加えることとなつてゐるものの、結論的には営林局という組織、機構のみを対象としているものでございまして、しかも所要の措置を講ずる時限がいわゆる五十五年行政改革の最終年度である昭和五十九年度末とされているものでございまして。

したがつて、国有林野事業改善特別措置法に基づきます改善計画の見直し検討と今回の法案との関係は、内部及び時限において全体と一部の関係にあるというふうに考えられるわけでござい

ます。改善計画の推進中に営林局についてこのような規定がなされたゆゑは、先ほど来大臣からも御答弁ございましたように、昨今の行政改革に対する強い国民の要請を受けた内閣の方針に基づくものというふうに私どもは理解しておるわけでござい

ます。したがつて、現実におきましては改善計画を鋭意推進することに努力を詰めていきたいというふうに考えておるわけでござい

ます。それから、第二点の国有林野事業の要員問題でございまして、国有林野事業におきましては、近年の伐採量の減少傾向の中で事業運営の効率化が強く求められておるところから、これに合わせた要員規模の適正化が改善計画の推進にきわめて重要な課題となつておるのでござい

ます。一方、国有林野事業の要員の現状は、伐採量等の事業規模が過去の相当大きかつた時期の影響等もありまして、最近の縮減しつつある事業規模に

対比してみますと、相対的に過大であるというふうに考えておるわけでございます。したがって、国有林の適正な管理、経営を旨としつつも、当面は、定員内職員につきましては退職協約に基づきます高齢職員の退職の推進と新規採用の抑制によって、また定員外職員につきましては五十二年十二月に制度を見ました基幹作業職員制度の適正な運用と新規採用の抑制によって、それぞれ要員規模の適正化を進めているところでございます。今後におきましては、当分の間、伐採量等の事業規模の減少傾向が続くこともあって、当面は退職と補充の関係において厳しい情勢は避けられないのでありますが、このような中でありまして、特に定員内職員につきましては高齢職員がきわめて多いという年齢構成上のひずみの改善が国有林経営、組織の保続上とりわけ重要な問題と考えられておりますので、新規採用につきましては長期的観点に立つて対処していく必要があるというふうにご考へておるのでございます。

次に、振動障害の問題でございますが、国有林と国有林と分けてお答えを申し上げたいと思っておりますが、国有林労働者のうち、労働省が振動障害者として認定した者には五十五年三月末日現在四千八百九名であるというふう聞いております。振動障害につきましては、これが発生しないようにすることが基本的に重要であるとともに、一たん罹病した者に対する治療に努力することが肝要であるというふうにご考へております。このため、関係省庁により構成されております振動障害対策推進関係省庁連絡協議会を設置いたしまして連絡調整を密にしつつ、それぞれ振動障害対策を実施してございまして、林野庁としましては、予防対策を中心に次のような施策を講じておるのでございます。

一つは、振動機械使用時間規制等の予防措置の徹底でございます。二つ目は、振動の少ない機械及び代替機械の開発導入でございます。三番目には、特殊健康診断、治療実施体制の整備でございます。四番目は、振動障害対策巡回指導員により

ます振動障害予防検査等の徹底、これらのことを重点に進めておるわけでございます。

それから国有林につきましては、認定者数は五十四年度末現在三千五百三十三名でございますが、最近の新規認定者数は、予防検査対策の拡充に努めてきた結果、減少傾向を示しておるのでございます。対策といたしましては国有林の場合と同じでございますが、振動機械操作時間の規制の徹底、振動の少ない機械及び代替機械の開発導入あるいは振動機械を使用しない他作業との組み合わせ、特殊健康診断の実施ということでございます。また、治療対策及び補償といたしましては、温熱療法を中心とした理学療法、運動療法による治療の実施、既設病院への併設ベッドの設置、国家公務員災害補償法に基づきます療養補償、休業補償等の所要の処置を講じておるところでございます。

○政府委員(佐倉尚君) 要員の問題でございますが、私も申上げますと定員管理の問題というところになるわけですが、財政再建を推進することは現下の急務であるというふうな思われまします。このためには、政府みずからがやはり行政の徹底した簡素効率化を図る、それで減量化を推進していくということがぜひとも必要ではないかというふうにご考へております。また、そういう姿勢を示すことによってそれが達成されていくんだというふうにご考へておりますが、今後とも国家公務員につきましては、少数精鋭主義の原則ののちとしまして、厳正な定員管理を行っていきたいというふうにご考へております。

○山崎昇君 そんなことを聞いたんじゃないよ。林野の現場の労働者が仕事をやるのに、いまの定員管理のあり方からいって過酷な欠員不補充を押しつけているのではないか。そういうことを改めなければあの緑の山を守ることはできぬではないか。だから、行管としてもあるいは林野庁としても、あるいはきょうは大蔵大臣じゃないが、大蔵省は予算定員と称して過酷なやり方をしているんじゃないですか。これでは公務の能率は上がると

ころじゃない。病人ばかり出てきて、やがては大変なことになるから、したがって欠員の補充等についてはもう少し配慮をしないといけないことをあなたに言っているんですよ。その点は取り違えないでちゃんと答弁しなさい。

それから、長官、私は先ほど来申し上げているように、今度の支分部局のやり方というのは、本当に合理性もなきや整合性もなきや何のためにやるのかよくわからない、正直に言って、何で名前だけ変わったか、それで行政簡素化になるのかわからない。二階に中二階つくって何でいいのかわからない。また、権限等の問題についても、矢田部委員から指摘したように、幾つかの未解決の問題がある。ですから、私も今度のやり方については不当だと思っておりますが、もはや私の質問時間もなくなってきたわけです、残念でありますけれども。

そこで、長官、最後にあなたに聞いておきたいんですが、こういうやり方であなたの方行政改革やるわけなんです、少なくともそこに勤務している職員、あるいはその結成している団体、言葉をかえて言えば職員組合等々、こういう理由でここはこういう改革をいたします、そういうことを理解させなかったら、何で公務の能率が上がりますか。担当する職員は、住民に向かってどういう説明をしたらいいますか。そういう意味で言うなら、まず第一に、こういう問題等についても十分事前には私はその組合と話し合ひをすべきである。それは、結論が出ない場合にはあなたの方の権限に基づいて提案するものも一つの方法でありまして、う。問答無用みたい、何にも議論しないでこういう不当なものを押しつけて、職員に押しつけるというやり方は遺憾だ。したがって、今後またこれからは行政改革等があるでしょうけれども、その際には十分関係する職員あるいはその団体である組合等々と協議をいたしますということを明確にしたい。

さらには、先般の委員会から配置転換等についてあなたの見解を聞いた、あの昭和四十四

年につけました附帯決議のとおりやりまうと言ったから、それはそれで理解をしておきます。重ねて私は申し上げておきますが、当時の佐藤総理と議論したときに、本人の事前には了解を得ようにはいたしません、団体等の役員の場合にはその団体とも事前に協議をいたしますということを、了解をとるようにはいたします、これが総定員法当時の、代表して佐藤総理の答弁であったわけですから、当然これから配置転換その他等々が行われてくる場合もあるでしょうから、その場合に十分本人の了解を求めるようにしてもらいたい。あるいはそれらと関連する組合側とも十分私は協議するようにしてもらいたいと思うんですが、この点は行管長官から重ねて答弁を願いたいと思います。

また、林野庁も先ほど答弁ありましたけれども、私は、附則で計画の一部が変更になるようなやり方は、立法技術論としても然然としないものを持っています。然然としないものを持っていますから、当然国有林野事業の改善特別措置法は六十二年度まであなたの方やるわけですから、十分検討されて、いやくも軽々な措置をとらぬように、この点だけは明確にしておいてもらいたいと思うんですが、この点は行管長官も、林野庁が行いますあの改善特別措置法に基づいて十分な慎重な検討をしていくわけでありまして、それをあなたの方でも理解をして、途中からささめを入れないようにしてもらいたい、こう思うんですが、これは林野庁の見解と行政管理局の見解を聞いておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回のブロック機関の整理再編成に当たりましては、職員の処遇及び労働条件につきましては適切な配慮を加え、本人の意に反する強制配転が行われることのないように、それぞれの機関の実情や慣行に応じた適切な措置がとられるようにいたしたいと考えます。また、林野庁に關しましては、国有林野事業改善特別措置法に基づく昭和六十二年までの改善計画が進行中でありまして、右計画に基づく改善の進捗状況について十分に考慮することといた

したいと思ひます。

○政府委員(須藤徹男) ただいま大臣から御答弁ございましたように、私どももいたしまして慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○山崎昇君 そこで、私は長官にもう一つ。

やっぱりいまの職員組合等々は、これはもう社会的な存在ですから、これを無視してあなた方が行政をやろうと言ってもできる仕掛けのものではありません。ですから、ほんとにあなた方が行政能力を上げるとか効率化していくというなら、当該の組合やあるいは地方本部にあります方々や、そういう方々と十分な話し合いをするのが筋道じゃないでしょうか。そういう意味で、職員組合等々との話し合いについて、あなた方十分やっています。そういうふうには私は理解をしておきたいと思うんですが、長官の決意を聞いておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 公務員法やあるいは法制の原則を曲げることはむずかしいと思ひます。しかし、実際本人の処遇及び配置問題というものには非常に大事な問題でございまして、事実上各省庁においてそれぞれの慣行もあると思ひますし、配慮を加えているのが実情ではないかと思ひます。これを一律に各省庁同じにやれと言つても、それは無理でありまして、各省庁ごとにおのおのの事情に応じたやり方があると思ひます。そういうふうなままでの慣行等については尊重するべきであると思ひます。

○山崎昇君 あなた、回りくどいことを言っているんだけど、率直に言えば、やはり組合等々もそれぞれ慣行もあるし、省庁ごとのやり方もあるだろうから、それらを勘案しながら話し合いはやっていきたい、こういうあなたの趣旨だと思ひますから、私はそういうふうな理解をしておきます。

もう私の時間はあと二分ぐらいしかありませんが、最後に、衆議院でも触れましたが、プライバシーの保護について一言だけ長官の見解を聞いて

おきたいと思うんですが、これはもう長官御存じのように、国の行政機関約二十省庁二百九部門ぐらいて三百七台ぐらいのコンピュータが入っています。地方公共団体も約九割近いものはコンピュータを利用していると言われています。あるいは、これは一つのデータでありますけれども、個人データも七億ぐらいついていられるとも言われております。そして、地方公共団体の場合には、二十九団体であります。プライバシーの保護条例をすでに持っているという状況も私も聞いています。また外国の例を申し上げても、かなり国際的にもこのプライバシーの保護という問題については進んでいるとほくら聞いています。

そういう意味では、これからますますコンピュータ化していくわけでありまして、行管として一体このプライバシーの保護というものを今後どういう方針とどういう手順でつくり上げていくとするのか。

また、これとやらはらの問題でありますけれども、最近情報公開ということについて大衆民間でも研究が進んでおる。あるいは学者先生なんかの意見もかなり最近出ております。また、きょうの新聞を見ましても、外国の例等々もかなり報道されております。そういう意味では、この情報の公開法というものとも関連をしておきたいと思ひます。私の質問を終えておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) プライバシーの保護の問題と情報公開の問題は、私は前向きに検討してみたいと思つております。

まず、プライバシーの保護につきましては、OECD等の勧告もございまして、お示しのとおり最近コンピュータが非常に発達してまいりました。それがインプットされている、こういう現実が出てきております。したがって、人権の保護という面あるいは営業機密の保護と、いろんな面からいっても保護立法というものは私は必要ではないかと考えておりました。その具体的なやり方等につきましては研究してまいりたいと思ひます。

○矢田部理君 一点だけ、関連して通産省に伺っておきたいと思ひますが、以前の質問で私が留保をしておきました鉱山保安監督部長の権限委譲に關して、再度確認的な質問をしておきたいと思ひます。

前回の通産省側の答弁は、率直に言つて乱れておりましたので、整理した答弁を含めてお願いをしたいと思います。その内容は、改めて申し上げるまでもなく、四国と大阪にあった鉱山保安監督部をなくして支部にする、そうしますと、部長の権限として鉱山保安法に規定されていたものが一体どうなるのかということについての質問であります。それに対して、行政権限の委任、委譲等については内部委任と外部委任という法学上の概念があるわけでありまして、どういふふうにごこの点を考えておられるのか。部長の権限は支部長に移転するんだから大丈夫だと言われておりますが、内部委任的なもので全部かつて持っておった部長の権限が支部長に移るのかどうか。関連して伺つておきたいのは、通産省の設置法であります。この三十五条によりまして、「局務の一部を分掌させるため」と、「部務の一部を分掌させるため」と、支部を設置することができるといふふうになつておられるわけですか。ここで三十五条との関係はどういふふうにかかるといふことにならうわけでありまして、この三十五条によりまして、全部の委譲を前提としていないんですね、部務の一部を分掌することになっていまして、全部委譲ではなくて分掌だということになりますと、どうも部長が持つておった権限の一部しか移転させられないのではないかと、内部委任ができないのではないかと、いふふうにも考えられるわけでありまして、この三十五条との関係についてもあわせて答弁をいただきます。

以上であります。

○政府委員(柴田益男君) 鉱山保安法上の監督部長の権限を支部長に委任いたしました。支部長の名において当該権限の行使を行い得る体制にするためには、先生御指摘のとおり、法律の根拠が必要でございまして、ただし、われわれが現在考えておりますのは、個別の行政事務の処理を効率的、機動的に遂行するため、いわゆる内部委任と称される委任の方法で、従来保安監督部として行使していた諸権限のうち必要なものにつきまして支部長限りでこの事務を行えるようにするものでございまして、先生ただいま御指摘のとおり、三十五条の関連で、全部を委任するものではなくて必要なものについて委任してまいりたいと、そういうふうにご考えております。

○矢田部理君 そうしますと、従来の答弁ですと、変わらないんだと、部がなくなつても支部がありましてから大丈夫なんですと、全部そこに権限は委任しますという言い方は、少しいささか答弁を変えざるうに受けとめられるわけでありまして、そういうのかということも明確にしておきたい。というのは、鉱山保安監督業務というものはきつめて重大であるばかりでなしに、緊急な課題、権限や責任の問題が発生するわけでありまして、その点はどういふふうにかかるといふこと、とりわけ住民とか鉱山で働く人々とかいふことにかかわりが出てくる部門については、これはもう全面的にやっぱりその責任と権限を明確にしないといふ問題が残るといふふうになるわけでありまして、その点だけつけ加えて質問して終わります。

○政府委員(柴田益男君) 事務の委任につきましては、鉱山保安法上、鉱山保安法の運用上支障のない限り委任するということでございまして、先生御心配のような点を踏まえまして、今後の内部委任につきましては十分検討してまいりたいと、かように考えております。

○桑田君 私は九州の財務局問題をまず取り上げてみたいと思ひますが、これは御高承のとおりであつて、今度は逆転が演じられたわけですね。五十一年の行革では熊本が福岡にという話であつたのが、今回は逆に逆転して熊本に福岡をと、こうなつたわけだから、九州ではこれを南北

戦争と呼んだわけですね。

それで、私は最初に中曾根さんに伺っておきたいんだけど、最初は、たとえば当該所轄の大蔵省のある首脳にしても、あたかもいま九州場所だけれども、これはまあありていって、横綱と十両の勝負だろうと、こう見ていたわけだ。ところが、ここの三月十二日ごろにどうやら大きな転機があって、三月二十八日だと記憶しますけれども、閣議で取り決めが行われたと、これが長官御存じの経過です。これはもつとずばりと言えば、これも大蔵省ある首脳の発言だけれども、南の布陣はずしりと重量感があつたと。南の布陣というのは、大蔵人脈を中心にした布陣だと、こういうコメントまでついているわけだ。だからはつきり申し上げて、今回のことはまさに熊本、大分、宮崎、鹿児島、四県連合の一応の結束も物を言ったことは事実だけれども、しかしやはり大蔵省の首脳が言っているように、政治力の格差が結論に響いたと、こういう見方を私はなかなか否定しにくいと思うのですよ。

中曾根長官も、これ、この間もこの場でさんざん論議が行われ、きょうも先聲、同僚議員からさんざん質問が行われたわけだけれども、この前なんかは、あなたはとうとう福岡、熊本というけれども、重要度は甲乙はつけがたいと、どちらかにしなければならぬとすれば、それは歴史のふるさとが残されていくだろうと。そうしたら、方々の席から、あなた何てロマンチックな人なのというふうなまあ不規則発言がかなり明瞭に聞き取れましたけれどもね。私自身も、長いマスコミ生活から、あなたについてのイメージは論理明快、鋭利というふうな印象を持っていたものだから、やっぱり長官になると苦勞が絶えないんだなあと思いましたけれどもね。

特に行管庁長官というのは、どなたがお座りになつてもなかなか目覚ましい成果というの上がりにくいという奇妙なシンクスがありましてね。これは長官個人の抱負や経綸や能力や識見にかかわりなく、歴代内閣全体の基本的な方向と姿勢が

そのまま行管庁長官の限界になると、こういう宿命を持つておられるのですよ。私ももつと言われば、言えませんが、長官の言われたその歴史のふるさとが残されていくだろうなんというのは心外な答弁でありましてね。これは谷干城の熊本鎮台と黒田藩の歴史じやあるまいし、やはり今の行政需要とか行政サービスの実態とか、九州における中核管理機能としての福岡市のありようとか、いろいろなものを公平に考えた場合、やはり中曾根さんらしいひねった答弁ではあり得ても、私は聞かぬやうな答弁だと言わなきゃいけないのです。やはり地域と結びつかない行政サービスはなんだし、それから九州全体の経済活動の活力とか、あるいは熊本の皆さんがおっしゃっているように、財務局を熊本に持つてきたら浮揚効果があるんだ、テークオフと結びつくんだというふうな言い方にも私は説得力を感じない一人なんです。だから、あえて今回の北九州財務局を熊本にという今回のあなたの結論というのは、私はやはり客観性と論拠に欠ける措置であると言わざるを得ないので、何回も何回も答弁をされておりますけれども、改めて中曾根長官のまず答弁をあえて伺っておきたいと思ひますよ。

○国務大臣(中曾根康弘君) ところで何回も御答弁申し上げましたが、私は福岡と熊本と比べてみれば、最終的にはやっぱり歴史の古さというよりな形で判定せざるを得ないだろうと、熊本の方は明治二十九年に税務監督局というふうなものができて、連続した歴史を実は持つておられます。それが昭和十六年でございましたが、いまのような形になった。福岡の方は戦後、二十三年でございましたが、たしか戦後であつたと思ひます。そういう面からいまして、この愛憎度と申しま

な官庁があつて集積効果もかなりあるように思ひます。それだけにまた重要性もあるわけでございますが、結局は最終的判定をするという場合に、大蔵当局におかれてもう全く困つてしまつて、結局はそういう明治二十九年からずっと連続として続いたところの方に軍配を上げざるを得なかったのではないかと、そういうふうには想像しておるわけでありまして。

○秦豊君 余り行管庁長官としての最高判断に想像がまじつちやいけませんよ。

これは自民党のある熊本県選出の代議士の発言なもので、だから特に名を秘しますけれども、こういう発言が堂々と大見出しで活字になつてゐる。これだけの熊本と大蔵がいて南が廃止されでもしたら未代までも熊本は笑ひ物になるよと、これはかなり長官もよく御存じの中堅以上の代議士の発言ですがね。その一連の報道の中に、たとえば防衛庁長官坂田氏、そしてさらに南九州財務局長迫水久正氏は大蔵省大先輩迫水久常氏のジュニアというふうなことがずっとコメントが並べられていて、いまの発言に結びつくんだけれども、想像を交えないであつて重ねてあなたから答弁を求めたいんだけれども、いろいろ展開をされた猛烈な陳情あるいはいわゆる政治工作と言われるものにはあなたの判断は全く影響されてない、非常にすっきりした透き通つた結論であつたということがあなた断言できますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政治力によつて物が決められたとは思ひません。大蔵省が実はこれは決めたわけ、行管庁が決めたわけではない、大蔵省の方針をわれわれは承したということでありまして、そういう意味で私はそのように拝察したと申し上げたのでございまして。やはり明治二十九年からの連続としたという歴史は重みを持つてゐるのではないと思ひます。

○秦豊君 これは中曾根さんにまた伺つておきたいんだけれども、大体いままでに国の出先機関というのが増殖する一方であるというのは、たと

えば旧憲法から現憲法にかつた、つまり地方制度が抜本的に転換をした一九四五年というところがある。ところが、内務省から自治省への変化が当然背景にあるわけなんだけれども、これはやはり、たとえば臨調の答申なんか見ましても、いまみたくに出先機関がこれほどのカーブでふえたということはせじ詰めれば中央省庁、つまり皆さんが公選知事を余り信頼してない、やや警戒的であつた、それから中央省庁の権限拡張を主たる原因としてとらえているわけですよ。これは、たとえば中曾根長官によれば、そのような臨調の答申の指摘などについてはどう思われますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういう傾向は私は必ずしも否定できないと思ひます。

○秦豊君 いまでは国の出先機関の存立の基盤、最大の論拠を何に置いていらつしやるんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) こころも前に御答弁申し上げましたが、戦前はわりあい官治行政が強く、府県知事は内務大臣あるいはそのときの政府が任命して、中央の筋が一貫して全国に通つておつた。ところが、新しい憲法のもとに地方自治ということになりまして、分権制度が非常に前進してまいりました。そういう面から、中央所管庁がいろいろ仕事をしていく上について不安を若干感じた。あるいはさらに、非常に行政の膨張期に世界的になりまして、環境であるとかエネルギーであるとか、いろいろな問題が出てまいりました。そういうときに、能率的にスピードアップして物事を処理したいという面から、やはり自分の出先を置いて自由に扱つた方がやりやすい、そういう便宜的な面もあつたんだらうと思ひます。

しかしまた、その一面においては、今日の社会経済条件あるいは文明の性格というもの、かなりスピードアップとかあるいはきめの細かさというものを要求されておられて、ストレートに物をやらぬと住民が満足しないという面も必ずしもなきにしもあらずです。また、地方自治体が必要しも国民やあるいは県民の期待するところり能率的

にやっていたとは言えない面もあるわけでありま
す。そういういろいろな条件からいまのような形に
なったのであって、この形が私は理想的なものとは
思っておりません。大いに改革を要する点がある
ことを確信しております。

○秦豊君 これは財務局に限らぬことなんです
が、伺いたいポイントは、たとえば現業とかある
いは現場的な実施事務を所掌をしない、言ってみ
れば間接部門の出先機関、特にブロック機関です
ね、これは今後全国的にどういう視点で見直そう
とするんですか。現状でいいとお考えになって
ないようですか。どうされるおつもりですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 第一次臨調の答申
におきましては、出先機関を整理統合するという
方針が示されております。そして、その後現在に
至るまで、世論等々を見ましてもまた国会におけ
る御議論を見ましても、やはりその傾向の議論が
一貫して強く流れているように思います。これら
を踏まえまして、恐らく第二次臨調におきまして
中央と地方との関係の判断する場合に、議院がど
ういうふうな御判断なさるか、それによりますけ
れども、これはやはり相当重大な資料としてお考
えになるべきものではないかと思っております。

○秦豊君 念のためにこれは何っておきたいんで
すけれども、たとえば今回一連の作業の中で結論
に至るまでの、北陸財務局を近畿またはいわゆる
東海財務局に、それから四国財務局を中国財務局
に統合すべきではないかという意見具申や検討
は一体あったのかどうか、どうなんでしょうか。

○説明員(名本公洲君) ただいま先生の御質問
は、私、大蔵省の方にどこからかそういうお話が
あるかなかったかということかと思ひます。大蔵
省といましては、南北両財務局を統合するこ
とを決定するに当たりましては、先生ただいま御
指摘のような点につきましても種々検討をした結
果九州の二局を統合するという結論に至ったわけ
でございます。全く先生の御指摘の北陸、四国
についておおよそ何も考えないで九州を考えたとい

うわけのものではないと思ひます。

○秦豊君 それから、たとえばこれは管区行政監
察局に關係するんですが、行政監察局、地方医務局、
四国ではすらつとこう廃止統合する。ところが、
同じ四国には別に地方建設局もあれば、通産局も
ある。こういう出先機関についての検討というの
はゼロであったのか、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(林伸樹君) 先生御指摘のように、四
国にもブロック機関がたくさんあるというところは
承知しているわけでございますが、私どもの八管
区の中でどれか一つ減らすということを考えた場
合に、やはり管轄区域なり、あるいは管内の行政
機関の数なり、あるいは隣接ブロック機関との関
係なりというようなことを総合的に勘案して決め
たいということでございます。

ちなみに申しますと、管区のないたとえば北陸
よその省には幾つか管区ございますけれども、
わが庁では地方局しかないとか、そういうのが
はかにもありますが、四国はそれが今度は非常
に大きくあらわれるということでございます。

○秦豊君 あなた方というのは非常に特異な才能
を持っていて、特にエリート官僚というのは非常
に看板の塗りかえとか、ネーミングとか、キャッ
チフレーズはたけているんで、今度の場合もば
くは、たとえば同僚、先輩議員がさんざんいろん
な具体的なポイントをついてもどこがどう変わる
というのはいくらもありません。けど、確実に看板
は塗りかわっていく。だから、いまから聞くこと
もその一つなんだけれども、新潟海運局を海運監
理部、それから十九の地方貯金局は貯金事務セン
ター、まるで民間機関の名前みたいなものだけ
ども、改組するということなんですが、事務と組織
の内容といふのは一体的に簡素化されるんです
か、そんな自信をお持ちですか。

○政府委員(永井治君) 新潟海運監理部につ
きましては、対外的な、海運局においてになります
国民あるいは関係事業者の方に対する権限は変え
ないつもりでございます。ただ、行政の基礎とな
ります調査、企画あるいはそれらの調整、取りま

とめといった問題につきましては、これを関東海
運局に統合して事務の簡素化を図りたい、こうい
うふうに考えております。

○秦豊君 これは行政庁にぜひとも伺っておき
たいんですが、これもはやけている一つなんですが、
たとえば財務局、行監局、医務局、海運局、地方
貯金局すべてについて看板をかえる、多くのもの
について、今後どう事務が削減され、内部機構が
簡素化され、しかも行政サービスが改善されるの
かという、それを一体これだけの省庁の中でど
うかチェックをし、どうやって点検をするのかとい
うと、やはりこれは行管庁の大きな業務になるで
しょう。そうでしょう。それは具体的にどうお進
めになるおつもりなのか、伺っておきましょう。

○政府委員(佐倉尚君) 先生のいまのお話は、そ
れぞれのこの法案に盛り込まれておりますブロック機
関の統廃合の後どのような組織を置くかというこ
とに關連をされているわけでございます。
これにつきましては、五十六年度の予算編成過
程を通じて、当然ながらこの趣旨にのっとり
まして、簡素にして効率的な体制をとっていくと
いうように検討しているわけで、現在その作業を
各省と協議のもとに進めているわけでございます
が、それによりまして、事務の仕方あるいは人員
がどのように合理化されるかというのは予算編成
のときにやっていくことでございます。

○秦豊君 あなたの方の言うのをもう少し具体的に言え
ば、来年度予算がもし獲得できれば行政改革推進
実施点検各省庁連絡協議会というふうなことになる
の。

○政府委員(佐倉尚君) 私どもの方は機構と定
員についての問題を予算と並行していろいろ形づ
くっていくわけでございますので、それを通じま
してブロック機関の廃止になった後の機構その他
につきましても必要な措置を講じていくというこ
とを申し上げたわけでございます。

○秦豊君 余り期待してはならぬということのよ
うだな。
これは臨時行政調査会の答申なんかにも出てい

ますけれども、これもさんざん議論された古典的
な議論なんですが、たとえば地方制度調査会の最近
の意見でも臨調の意見でも同じなんですが、地方
出先機関のあり方というのは、言うまでもなく、
久しく言われてきた国と地方自治体との間の事務
の再配分ですね。具体的には、一体国は地方自治
体に何をどう、いつ移譲するのかという権限移譲
と事務所掌の移管の問題が当然絡んでくる。それ
をさらに延長すれば、補助金行政をどう合理化す
るとか、自治体を規制する――たとえば許可、認
可の簡素化を一体的にやるつもりがあるのか
ないのかという問題に全部これ拡大していくし、
絡まっていくわけなんです。

今度のこのいわゆる中曾根行革をずっと見てい
て、こういう根本問題というのが余り頭を出して
いないように思う。踏まえられていないのではな
いかという疑いを私は持っているんですが、どうい
うふうに把握し、どういうふうに進めてこま
で来たんでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ここでも申し上げ
ましたように、五十五年行革を見、また第一次臨
調の答申等もよく見まして、そして考えたのが、
前によく申し上げましたように、減量経営、仕事
減らし、それから行政サービスの改善、それから
いわゆる八〇年代を展望する政府のビジョン、機
構のあり方等を決めていただく委員会をつくる、
そういうことでございます。

それで、これから八〇年代、九〇年代にかけて
日本の政府がどういふような形であるべきか、そ
の機能はいかなるものであるべきか等々という
問題につきましては第二臨調で結論を出してい
ただこう、そういう考えに立ちまして、われわれ自
体も検討はしておりますが、第二臨調で相当力の
こもったものをつくっていただこう、こういう考
えでおるわけでございます。

○秦豊君 何かこう聞いていくと、それは第二臨
調、やがて法案がこの参議院にも回ってきますよ
と言われるんだけれども、やはりある基盤と理念
を踏まえた中曾根行革でなければ、いま就任して

日が浅いからそういう根本問題は全部第二臨調ですよというの、私は行政最高責任者の一人としてはやはり、失礼ながら、逃げの構えだと言わざるを得ませんよ。

そこで、たとえばそれに関連するんだけれども、府県単位機関の整理という問題、じゃこれも臨調ですか。これはもうずっと古くからあって、行管庁は行政監理委員会の検討にまつんだと、これも在来答弁ですよ。

ところが、最近出されたこれについての行監委員会の意見というのは、私も前から言わせれば、きわめて微温湯的ではないでしょうか言いがたい答弁なんです。だから、いろんな反応も、専門学者を含めた反応もそろって不評であつたということは御存じだろうと思いますが、こういう問題も第二臨調なんですか。

○政府委員(佐倉尚君) 行政監理委員会から御答申いただきました都道府県単位機関の問題でございしますが、あの答申に沿った形で、これは第二臨調ということではなく、さしあたりやる問題としてとらえておりますので、現在各府県と折衝中でございしますが、できるだけ早い機会に必要な措置を閣議決定し、またお願いするということをお願いしたいと思っております。

○秦豊君 それ、その部分だけはわからぬではないけれども、局長、だけれども、何もかも第二臨調にどうぞよろしくというふうには白紙委任をするんじや主管府たるあなたの方の責任が果たせませんよ。だから、やっぱり付議する前に、行管庁としてはこういう範囲でこういう方向で実はお願いしたいと思うんだが肉づけをよろしくと言ふんならばくはわからぬでもないけれども、そういう素案と基本はおありなんではないかな。

○政府委員(林伸樹君) 先ほど管理局長からの答弁にありましたように、当面なすべきことは、これはことにもうすでに政府として方針を決めていること、あるいは現に決めたこと、これは着実に実施していくこととございしますが、それだけでなく、さらにもっとより徹底した行政改革

を進めていくにつきは、八〇年代以降これからの大きな社会経済情勢の変化に即応しましてより広い視野で長期的に見て抜本的な改革をしていく必要があるんじゃないか。ですから、当面やること、それから長期的なビジョンをつくり抜本的な改革案をつくるということは並行して進めていきたい、こういうこととございます。

○秦豊君 これはさっきの中曾根長官の答弁にも関連するんですけども、国の出先機関というのを考えた場合に、戦後といまでは全くもう相貌が違つたわけですよ。これは専門家がしばしば述べているんだけれども、たとえば大きく変貌したという現実を踏まえて、あくまでも国が直轄すべき現実というのはちゃんとここにある、国が直接すべきものですね。今度は現場的な実施事務、これはもう言うまでもなく、たとえば登記があるし、それから海上保安があるでしょう。さらに気象なんというものも現場的な実施事務に入りますよね、範囲としては。そういう現場的な実施事務、登記、海上保安、気象などを除いたものは、これは全面的に廃止することが可能ではないかという問題提起がありますよね。まあこれももちろん第二臨調の守備範囲の一つでしょう、そうでしょう、違いますか。

○政府委員(佐倉尚君) 第二臨調でどのような御議論をさせていただくのかということ、先生の御話で、前もって政府の方がそれぞれ考えていることもございましょうけれども、第二臨調の先生方の御意見もあるかと思ひます。ただいまお話をのこしたブロック機関それぞれの現場的機能の強いもの、あるいは若干弱いもの、いろいろございしますが、そういうものはやはり都道府県、地方公共団体も国からの機関委任事務をすいぶんやつておりますので、そういうものとの関連等権限の移譲あるいはその事務処理体制の問題、そういうものを全部勘案してやっていくというのはかなり基本的な問題でございしますので、第二臨調でも御議論がいただけるのではないかとこのように考えております。

○秦豊君 中曾根長官にぜひ伺っておきたいことがあるんですが、時間のようだからそれを最後にしたいと思ひますが、たとえば今後第二臨調ができる、そのこと自体は結構だと思ひますよ。ところが、またつくつたら非常に概念的な、抽象的な答申、たとえば例の行政の守備範囲論とか、それから行政改革のビジョン第三とか第四とか、こういうものだったら私は屋上屋になるし、実体的な機能を果たす基盤にならないと思うわけなんです。そこで、私は基本的な原理原則を検討してもらうとともに、原理原則を具体的に適用をした、たとえば簡素合理化案とかいう裏づけを持ったプランも同時に出してもらわなければ、私は第二臨調をつくる意味がないと思う。と申し上げる意味合いは、たとえばこれ昭和三十年代、六〇年代からの膨大な答申を幾ら読み返してみたって、あれがなぜいわれる現実と結びつかなかつたかという、臨調は意見を具申するだけだ、アメリカのフーバー委員会とはわけが違ふんだと、その辺にずらずらとたくさん並んでいる審議会みたいなものなんだからあれが限界なんだよ、幾ら野党の議員が声張り上げたってだめなんだ、だめなものはだめなんだと、こういう冷やかな見方もあるわけだ。

そこで、こうしたらどうかと私考えているんだけれども、たとえば裏づけになる全体的な年次実施計画、それから一つ一つの改革に関連した法律とか、それから政令とか省令等をどう改正すべきかという意見、それから毎年度の予算編成の中で行政改革に関連する事項の査定、こういうつまりプランを裏づける基盤ですね、具体的なもの。こういうものもやはりこの第二臨調の具体的な、中曾根長官に対する答申の中にあわせて具備すべきである。そうでないと、答申御苦労さんでしたと、長年にわたる御苦労と、後は各省庁の次官クラスでつくつたこういうセクションで処理しますよと、こなしますよと、交通整理しますよと、これでは、その各省庁の次官クラスがつくる機関というのは必ず隠れみのになつたり、それから

言っちゃあれだがサボタージュするための合法的なクッションになるんです。だからそれを避けるために、しかもいやくもあなたが行管長官になつていらつしやるんだから、いままでの繰り返してはあり得ない。あり得ない。ならば、私の申し上げたような含め方を含めて第二臨調では最後の段階で、仕上げの段階では私が責任を持つ、官僚的なクッションには委ねないという決意を込めて私のいまの質問に答えてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) いわゆる第二臨調におきましては、ここで申し上げましたように、できるだけ具体的な答申を得るよう努力いたしますと申し上げました。お示しのように、諸般の問題に関する判断、方針をお示しを願うと同時に、その実行方法につきましても今回はできるだけ具体的にお示し願うように努力したいと思ひます。

○秦豊君 終わります。

○堀江正夫君 本日まで、四日間にあたりまして、参考人の意見聴取を含まして詳細な審議が行われてきたわけでございしますが、恐らく私の質疑の後採決に移ると思ひます。

最後に、私は特に北九州財務局の南への統合による福岡の財務支局の問題につきまして四つの点をお尋ねをいたしたいと、このように思うわけでございします。と申しますのは、今度の地方支分部局の統合の問題で北から南に財務局を統合する、大が小に統合されるというきわめて特殊なケースでございまして、統合された後の北の方の運営というものは大変な問題を抱えておると、このように思ひます。もう予定の午前中の審議時間もずいぶん超過をしておりますから、私は一括して四項目御質問いたします。よく聞いておいていただきまして、行管あるいは大蔵の方から質問の後で御返事いただきたいと思ひます。確認の意味で私は御質問いたしますので、もう結論だけを簡単に御返事いただきたい、このようにお願いいたします。

第一の問題は、政府はこの四日間の審議を通じ

まして、北九州の財務局を南へ統合しても行政サービスの面では低下させることはないということとを再々明言をしておられるわけでございます。ただ、これまでの審議あるいは参考人の意見等からもうかがえますように、北九州財務局の南への統合という問題は行政サービスの大きな低下を招くおそれがあるのではないかと懸念、これ完全になくしていくこともできないんじゃないか、このような気がしてならないわけでありまして。もちろん、政府の方では最善を尽くされると思っております。そこで、六十三年の三月には一応廃止されるわけでありましたが、統合された後その行政の実態によつては改めてこの組織については再検討する必要があるというところは否めないんじゃないかというやうな気もするわけでございます。そこで、まだやってもいいのに先のことが言えるかというやうなことももしませんけれども、特に問題があるところがございますので、統合後再検討も必要であるという含みも十分に考えておいていただく必要が実際の問題としてはあるんじゃないかと、このように考えますので、あえてこの点をお聞きしたわけでございます。

第二番目の質問は、いままでの審議の中で金融証券に関する業務については支局長に権限が委任されるというふうに承っております。あと一つの、国有財産並びに公務員宿舎の実態からしますと、国有財産並びに公務員宿舎の総括事務、これなんかについても北の抱えておる業務量その他から見ますと、支局長に全面的にやっぱり委任をされる必要があるんじゃないかと思うわけでありまして、どうお考えなのか、それが第二番目の質問でございます。

第三番目は、行政サービスの低下を来さないようにいろいろ配慮していただく、そのためには、一端として国有財産地方審議会についてその運用を付議案件の重要度に応じてやっていただく必要があるんじゃないか。したがって、その運営についても十分に実態に即するように考えなければい

けないんじゃないかと、こう思うわけでありまして、その点はどうお考えになっておるか。

最後は、統合後におきまして、福岡の財務支局は、管理部門と管財部門を中心に簡素合理化を図っていく、このようなお考えだというふうに承っておりますが、支局の組織を維持していく上で必要な管理部門、こういった面はもちろん置かれるんだと、支局にしたからといって何が何でも人は減らすんだというようなことはあり得ないんだと、このように理解をしておりますが、いかがでございますか。

以上、四点でございます。最初に言いましたように、行管からでも大蔵からでも結構でございますが、政府としてのお考えを確認をいたしたい、このように存じます。

○説明員(名本公洲君) お答えいたします。

第一点の、行政サービスの低下を招くおそれがあるという御指摘でございますが、これにつきましては、私どももいたしまして、行政サービスが低下することのないように十分な手当てをいたしてまいりたい、そのような意気込みでまた関係当局との折衝も、これは来年度の手算にかかわることでもございまして十分折衝をいたしてまいらなければならぬというふうに考えております。

五十九年度末におきます支局を廃止するものとすることというサンセット条項に関してでございますけれども、これに関しましては、行政管理局の方からのお答えもすでにございましたけれども、その時点におきまして、地元の事情、行政サービスの問題、そういうふうなものを十分勘案いたしまして、その時点でどういう体制が最も適当であるかという点から十分な検討を加え、判断をいたしたいというふうに考えております。

それから、国有財産関係の点につきましては、国有財産の担当が参っておりますのでそれから答弁させていただきますが、最後に、支局の管理部門についての御指摘でございます。支局が存在いたした活動してまいるためには管理部門が必要でございます。必要な手当ては、これにつきまして

も十分やってまいらなければならぬ、それがありまして初めて行政サービスの維持ということも可能なのであります。そういう面から十分配慮を関係当局と折衝をいたしてまいりたい、かように考えております。

○説明員(山口健治君) ただいま堀江先生から御指摘のありました第二の点についてでございます。

すけれども、これは、金融、証券については権限が委任されているけれども、国有財産の管理、処分あるいはその宿舎事務についてはどうなのかという点でございます。この点につきましては、われわれも法案を提出する際に協議を受けて、いろいろ検討したわけでございます。それで、一応大蔵省といたしましては、これらの国有財産関係事務につきましても、合併後地元の地域住民の行政サービスの低下を来さないように十二分に検討して、そのやり方について配慮していくというふうに考えております。

それから、先生の御質問の第三点でございますけれども、国有財産地方審議会についてはどうなのかと、福岡中心になつたらどうかという御指摘でございますけれども、地方審議会と申しますのは、御承知のとおり法律に基づいて財務局ごとに設置されるということになっております。財務局長の諮問に応じまして国有財産の管理及び処分について調査、審議をする、並びにこれに関連する事項を局長に建議するという仕事をやってございます。したがって、南北九州財務局が合併した場合に、この地方審議会というのは九州全体の事業について調査、審議し、また建議するということになっておるわけですが、これは他局においては従来からの慣例に従いまして財務局所在地においてずっと開催してきております。しかしながら、このたびのような大きな局が二つ一緒になるという場合にはまあ例外がなくてはならないので、その付議事項の重要度とか、あるいはどれだけの件数がどの地域に存在しているのかとか、あるいは国有財産地方審議会の委員さんの出席状況その他を総合的に勘案いたしまして、住民

及び関係官署あるいは関係者から支障のないよう弾力的に運営を図っていくと、こういうふうにご考えております。

○委員長(林道君) ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(林道君) それでは速記を起こして速記いたします。

○委員長(林道君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山内一郎君が委員を辞任され、その補欠として齋藤十朗君が選任されました。

○委員長(林道君) 他に御発言もなければ、両案件の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

これより両案件を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに両案件の採決に入ります。

まず、地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(林道君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めるの件の問題に供します。

本件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(林道君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

した。

この際、矢田部君から発言を求められておりますので、これを許します。矢田部君。

○矢田部理君 私は、ただいま可決されました地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

一、政府は、地方支分部局の整理再編成を行うに当たっては、国民の立場に立つた行政サービスの一層の向上に努め、本法の実施に当たっては、行政のサービスの低下をきたさないよう配慮すること。

二、政府は、本法の実施に当たっては、関係機関に勤務する職員の処遇ならびに勤務条件について当該職員の状況をよく勘案するなど誠意をもって対処し、適切な配慮を加えること。

右決議する。

以上であります。

○委員長（林道君） ただいま矢田部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（林道君） 全会一致と認めます。よって、矢田部君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、中曾根行政管理局長官から発言を求められておりますので、これを許します。中曾根行政管理局長官。

○国務大臣（中曾根康弘君） 両案件をそれぞれ可決、御承認いただきましてまことにありがとうございます。

御審議の間におきまして承りました貴重な御意見を体し、一層の行政の改革、合理化に努めてまいります。

いる所存でございます。

また、ただいま御決議がありました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重し、最善の努力をいたしたいと考えております。

今後ともよろしく願っています。

○委員長（林道君） なお、両案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（林道君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時十分開会

○委員長（林道君） ただいまから内閣委員会を再開いたします。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案並びに公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

渡辺大蔵大臣。

○国務大臣（渡辺美智雄君） ただいま議題となりました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび、別途、本国会で成立いたしました厚生年金保険法等の一部を改正する法律による年金額の引き上げに伴い、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている年金につきましても、年金額の算定の基礎となる定額部分の額及び最低保障額を引き上げようとするものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、厚生年金における年金額の引き上げに伴い、退職年金等の額のうち通算退職年金の額の算定方式に準じて算定する場合の定額部分の額及び通算退職年金の定額部分の額を引き上げることといたしております。

第二に、国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法に定める退職金等の最低保障額を引き上げることといたしておりますが、これも厚生年金における年金額の引き上げに伴う改善であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（林道君） 塩川運輸大臣。

○国務大臣（塩川正十郎君） ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等につきましても、別途、本国会で成立いたしました厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金における年金額の引き上げに伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、退職年金等の額の算定方式のうち通算退職年金の額の算定方式に準ずる方式における定額部分の額につきましても、昭和五十五年六月分からその額を引き上げることといたしております。

また、通算退職年金の額の算定方式における定額部分の額につきましても、同様にその額を引き上げることといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（林道君） 以上で両案の説明の聴取は終わりました。

これより両案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず、公務員の共済年金の諸制度と連動している、そしてその前提になっている公務員の給与の取り扱いについて、きょうは人事院の総裁並びに局長に対して数点お伺いをしておきたいと思っております。

八月八日に人事院の勧告が行われました。それから、これについての政府の最終的な決定が行われたのが十月三十一日であります。いままでは本委員会が公務員給与の取り扱いについて、毎年の審議の中で、人事院の勧告に対する政府の決定が四つ、そして、さらに法改正がおくれている四月からの給与の改定に対する差額の支払いが本人の手に渡るの十一月の下旬ないしは十二月、こういう状態は問題があるのではないかと、こういう点で毎回の議論になっているわけであり、その都度政府の方では、勧告が出ればできるだけ早く政府としてもその取り扱いについて閣議決定を行って、できるだけ早い機会の国会に法案の審議を行えるように提出をする、こういう答弁をしてきていたわけであり、依然として本年も十月三十一日という時期になっているわけであり、毎年大きな議論になっている問題が、依然として解決をしないで延引をされている。

ことしの場合も、八月八日から十月三十一日までその決定が延引をしたことについて、人事院の総裁として、公務員の給与を決定していく制度のあり方として、その見解を承りたいと思っております。

○政府委員（藤井貞夫君） 給与に関する人事院勧告の早期実施の問題については、いま御指摘に相なりましたように、いままでも何回もこの問題は御議論をいただいております。また、審議を尽くされながら今日に来ておられるわけであり、人

たところでございます。また事実、この相当長年月にわたってその方針がそのまま恪守されて今日まで来ておるといふふうに考えておるわけであり

ます。
いま御指摘に相なりしましたように、それでもなお勧告が究極的には受け入れられることがあつても、その早期実施というのではなかなかうまくいかない。これが絶えず毎年のごとく国会論議で繰り返されることであるけれども、一向に改善されないというところでございます。この点につきましましては、先生専門家でそれから裏も表もよく御承知でございますが、総理府等を中心にしたしまして、早期実施のための具体的措置というものを数案用意をいたしまして、あれこれ検討を従来からも続けてきておることは御承知のとおりでございます。しかし、この問題はやはり給与法定主義のたてまえ、あるいは予算とのたてまえ等から申しまして、それぞれにいろいろ難点があり、問題点があることは事実でございます。そういうものを踏み越えてさらに名案があるかということになりますと、遺憾ながらその成案が得られず今日までに至つておるという状況でございます。

そういうことを踏まえて、私は多少勇み足になつて、国会でそういうことを言つたとおしかりを受けるかも知れぬがということを言ひながら、ひとつこの法案についてはやはり優先審議ということをお願いできないだろうか、各党でもつてそういうことはひとつお話し合いの上で何とかできないものだろうかという希望を申し上げたこともございます。

ただ、いまお話しになりました国家公務員法二十二条の問題は、二十二条の解釈問題としてはいろいろ御議論がございましょうが、これは私は一般的な人事行政の勧告というのではなくて、むしろやはり各省庁における具体的な人事行政のやり方等についての改善の意思表示であると、そこに使つていく根拠法令であるという受け取り方をいたしております。また二十三条については、法令の改廃についての意見の申し出でございますか

ら、これはいま御指摘になりましたことを内容に盛り込んでやることは、私はこれはあながち不可能だとは思つておりません。

ただ、問題といたしましては、いろんな方面に大変深刻な関連を持つておる事情でございますので、われわれ意見の申し出をするということにつきましても、それなりの本当にやっぱり確信を得て、また各省庁ともある程度の地ならしなり御了解を得てやるということにいたしませんと、これが上すべりになつてしまつては何にもならないというところでございます。そういう点で、従来からも検討はしながら、なお終局的な意見というものを固めるまでには至つておらないということが現状でございますが、しかし背景というものはいろいろ変わつてまいりますが、なお問題の困難性ということははらみながらも、それらを踏まえて二十三条の運用問題、適用問題としても今後ともさらに真剣に取り組んでまいり所存でございます。

○野田哲君　ことしの勧告の中で、給与制度全般についての総合的な検討を行うと、こういう点が触れられておるわけでありまして、この給与制度全般についての総合的な検討というのは、いまの人事院の機構の中でおやりにならうと考えておられるのか、それともよく各省庁でやられるように、制度の改革に当たつて、諮問機関とか審議会とか、何人かの者を委嘱をしてそこで答申というふうな形でやるという手順を踏まれるのか、この検討の機構はどういうふうにかえておられますか。

○政府委員(藤井貞夫君)　総合的な人事行政全般についての再検討に着手すべき時期ではないかということ、ことしの給与勧告の際に報告の中で申し述べたのでございます。これは、戦後いまだで約三十年を経過をいたしてきていたわけでありまして、それなりに情勢の変化に適応していろいろ改善すべきことは改善しながら今日まで来ておるにして、人事制度としてはまだ定着をしておると思ひますが、その後やはりいろんな急激な

状況の変化がございまして、よく世の中で言われますように、高齢化であるとかあるいは高学歴化であるとか、あるいは意識の多様化であるとか、いろんなことが言われておるわけでございます。

公務員制度といえどもやはりそういう社会経済情勢一般のことと無縁ではあり得ない。その一環として検討をし、対処をしていかなければならぬ問題でございますので、いまの給与制度等を中心といたしまして、俸給制度のあり方、その他根本的な問題から掘り起こしてひとつ検討を開始すべき時期に来ておるのではないかと認識をもつたのでございます。

ただ、お尋ねの点でございますが、これは人事院がそういうことをやろうというのでございますので、はつきり申して人事院は現在のその基本になつておる公務員のあり方あるいは公務員の労働基本権のあり方、それに対する中立的な要するに利益確保機関、保護機関、その性格というものは、これは基本でございます。したがつて、私としては、やはり現在の基本的なあり方というものは踏まえながら、それを前提にして、その後情勢の変化に対応していかなる措置を講ずべきかということを考えてまいらう、これは枠組みとしては基本であらうと思つております。

その際に、人事院自体は、口幅つたいようでございますけれども、一種の中立的な機関でございます。また、それなりの人員構成にもなつておるというふうにかえておられます。したがつて、人事院は組織もスタッフも全部そろつておつて、これのやることはつぱなものだ、という、そういう思い上がりは持つておりません。持つておりませんから、各方面からの率直な忌憚のない御意見は十分従来からも拝聴しているつもりです。今後とも拝聴してまいりたいと思つておりますが、しかし人事院のやはり性格から申しまして、できるだけの調査、検討はし、資料の収集はやりませんが、そういう正式な諮問委員会とか、そういうものを設けて、その答申を受けてということはやしません。これはあくまで人事院の責任においてやつ

てまいり所存でございます。

ただ、その中にごく専門的なことで、これは専門家の御意見を十分にお聞きした方がいゝなというふうな問題が今後作業を進めていく段階で出てくるかも知れません。現在では、たとえば公務災害の問題とか、そういうことになりましたと、われわれの方にも医者はおりますけれども、やはりおのずからそこには限界があるから、専門的なお医者さん、その他の方に御意見を伺つて、十分それを参考に取入れてやつておりますが、そういうことには限らずに、問題の分野においては、そのような措置で一般の御意見を拝聴するということをやつた方がいゝという問題が出てくるかも知れません。そういう場合においては、おのずから成案らしきものが出来た段階あるいはその成案をつくる前の段階で問題点があつて、これは一応整理をした方がいいなといったようなことがあれば、そういう施策というものであるいは配慮というものには十分講じてまいり所存でございます。ただ、いまの繰り返してまいりますが、人事院としての性格から申して、諮問委員会とか何とかで答申を得てということとは考えておりません。あくまで人事院の責任においてやつていきたい、かように考えております。

○野田哲君　給与制度全体の総合的な検討という問題について、八月の十二日の本委員会が私、一体どのぐらゐの期間で考えていらつしやいますかというふうに聞いたときには、大体五年ぐらゐというふうに答えられたわけですが、それからしばらくしてどこかの新聞が、人事院としてはテンポを速めるといふようなことを報道したことがあつたわけですが、これは大体いつごろ成案を得るつもりで検討をなさいますか。

○政府委員(藤井貞夫君)　八月十二日に申し上げた基本的な態度は変えておりません。大体五年目途というところで進めてまいりたいと思つておりますし、事柄は大変重要ですから、そう拙速でどうこうというわけにもまいらないこととございまして、ただ、余りに何ら目標を立てないでやつてい

てもということもございしますので、おおむね五年間ということをお願いしたのであります。その後新聞で、テンポを速めるとかなんとかございまして、それは私が責任を持って発表しておりますことではございませんので、いろんなことが取材の経緯の中には含まれておると思ひます。また、事務局の方にもいろいろその立場から意見らしいものを申し上げておるということがあろうかと思ひますが、基本は変わっておりません。

ただ、事務の順序として、五年後にそれを実施に移すということになりますと、当然これは法律の改正その他の諸準備ということが必要でございします。そうなりますと、やはりまず第一的には五十八年あたりをめどに何らかの具体案をだんだんとめていくという目標をやつて、それからその問題を中心にしてさらに手直しをやる期間、そこで大体の成案らしきものができてこれを法案化して御審議をいただく期間、そういうものを考えてまいりますと、新聞紙上でも報道いたしてありますようなそういうこともそれほどおかしいことではないという順序に相なろうかと思ひます。ただ実施の目標として、私は、八月十二日に申し上げましたように、大体五年間ということで作業をやらしておるつもりでございします。その点は変わりはございません。

○野田哲君 勧告の文書の中を見ますと、総合的な検討ということで検討課題について大まかに例記をされてあります。等級の構成とか、昇給制度、それから俸給表の構造——これには昇給制度及び号俸のあり方も含んだということ、それから職種間の給与の均衡とか、手当相互間の整合性の確保とか、こういうような点をずっと例記をされてあるわけでありまして。

夏の委員会で給与制度の問題を議論したときに山崎議員からも指摘があったわけですが、ここに例記をされている等級の構成とかあるいは昇給制度とか俸給表の構造とか、こういう問題になつてきますと、この文書の中にも「任用その他の諸制度との関連にも留意しつつ」ということ

で任用制度に留意をしつつということに触れられておりますけれども、等級制度や昇給制度や俸給表の構造というのは任用制度と不可分の関係にあるんじゃないかと思ふんです。そういういたしますと、当然いまの任用という問題についてもメスを入れていく、改革をしていく、こういう検討課題の中に入ってくるべきではないか、こういうふうに考えますが、その点はいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) その点は御説のとおりでございます。任用制度を離れた独立した給与制度というものはあり得ないわけでありまして、任用、給与その他の職員の利益保護の関係、勤務条件、あらゆるものを全部包括した中で、それぞれの持ち場持ち場を厳守しながら相互の連携を保ちながらやっていかねばならぬ筋合いのものだらうと思ひます。われわれとしても、給与だけで考へておるわけではございませんで、当然任用との密接な関連というものを重視しなければならぬと思つております。

特に、本委員会で従来も御指摘をいただいております問題点でございしますと、たとえば任用の問題にいたしましても、試験制度が現在のままでいいのかというふうな問題、あるいは昇任試験というふうなことを法律で明記しておきながら、従来まで、いろいろな事情もございしましたが、行われていた試験というものは初めの採用試験だけでございまして、後は昇任というものは大體選考で行われているということがございします。

しかし、これにつきましては、その後高学歴化というものがどんどん進んでまいりまして、われわれ当初ねらいとしておりましたたとえれば中級試験、これは短大卒を対象にするものですが、中級試験にもいまや四年制の大学卒業者が九〇%受験をするというふうになつてきており、さらに、高等学校卒を対象にいたします初級試験においても大学卒の者が一〇%を超えるということ、この傾向はますます強くなつていくということが看取されるわけでありまして、いたしますと、この現実に合わせて試験制度あるいは任用制度

全般について考へてまいりませんと、将来にわたつて職場の人事管理その他の点で大問題が起きるといふ認識を持っております。

それらの点を総合的に踏まえながら、それとの関連で給与制度等についても抜本的なひとつ対応策を講じていかねばならぬ、こういう認識でございまして、お話しにございましたように、給与制度だけを特に重要なものとしてこれだけを取り上げてやるつもりはございません。総合的に人事行政制度全般の問題として取り組んでまいる所存でございします。

○野田哲君 給与制度全般についての総合的な検討ということになりますと、いま国民の皆さんの間でマスコミを通じてよく問題にされるのは、公務員の生涯給与といふことが、生涯賃金といふか、これが問題にされているわけなんです。マスコミの報道の中には、当を得たものもあるし、私は当を得ていないものもあると思ふんです。そこで、特にいま言われているのは、年金と退職手当と在職中の給与制度、これをひっくるめて、公務員は生涯にこれだけの所得がある、民間に比べてどうかと、こういう比較対照をされいろいろ意見が出されているわけです。したがって、退職手当や年金制度というものは給与と連動しているわけなんです、いまの世間の公務員の労働条件、待遇についての物の見方にこたえるという意味からすれば、給与制度の全般的な検討という中に公務員の年金とかあるいは退職手当の問題も含めた、つまり試験を受けて公務員に採用されてから死に至るまで、まあ遺族年金もありますが、本人が死亡するまでの間の制度というものを総合的に検討していくと、こういうことに考へなければいけないんじゃないかと思ふんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) これも御指摘のとおりでありまして、特に最近のようになつてくる生涯給与との比較、バランスをとつていかなきゃならぬと、そういう要請、これは非常に強くなつてきておることは事実でございします。これは、私もやっ

ぱり無視はできない問題だろうという考へ方は基本的に持つております。ただこれは、お話しにもございましたように、世の中一般に言われておりますことの中には、なるほどなと思つて、われわれ謙虚に反省を加えなければならぬ問題もございします。しかしまた、別の点から見ますと、非常に間違つたといひますか、誤解を与えやすい、給与比較の資料において誤解を与えやすい面もなきにしもあらずであります。

そういう意味で、口幅つたい——ちよつとよいな話ですけれども、たとえば経済団体等いろいろ申し上げる退職一時金、退職手当の問題ですね、これについての比較等について、官の方は民よりもこれだけ高いんだということをよく言われます。そういうことで、われわれの方としては事務的にも十分資料等について精査、検討いたしまして、この点についてはこうなんだがどうですかというふうなことも、時々刻々その時点でもつて連絡をとりながら議論を戦わしております。これは、詳しいことはこういう席上ですから申し上げることは差し控えますが、たとえば昇進の経路等を見ましても、よく例に挙げられるもので局長級、次官級はこうだということを言われますが、それは一般になるわけじゃないですね。次官というのは、それはそれこそ百人に一人も、何人もいないわけでしょう。そういうふうなこともかかわらず、それがもう、入つたらみんな局長になる、事務次官になるといふような計算の仕方、それと民間との対比ですね、そういうやり方ではやっぱり誤解を生むのではないかと、いろいろな点もございします。これらも、もつとやはり本当にやりかへるのであれば、腰を落ちつけてそれらの精査をやつて世の批判に耐えるようなことで比較検討をやつていかなきゃならぬ。これはわれわれの方もそうです。そういう考へるの基本的な立場でございします。また退職年金、これはこれから御審議いただくことになるわけですが、退職年金一つにいたしましてもいろんな議論が行われております。そういう官民均衡という問題もありますし、それな

りにその点はやはり是正すべきだということで、支給年齢等も漸次的に引き上げようというような措置もすでに講じられておることは御承知のとおりであります。

年金額自体の問題といたしましても、これはやっぱり厚生年金と公務員の共済年金と、それだけを平らに比較しては事柄が十分にならない。民間の場合は、やはりいろいろ企業年金その他も並行して行われているわけですから、そのどの部分をどのくらい取り入れるかという比較検討の問題はございしますが、そういうものを全然無視して、それは別だということにして厚生と共済年金というものをそれだけでもって直に比較するということについては、私は大変誤解を招くところがあるんじゃないかと。いわんや、いまのところは、公務員の場合は従来の恩給制度というものがなお続いているわけ、それを年金制度に吸収しておりますのでいろいろ問題があることはそのとおりですが、比較のやり方等についても十分検討してまいらなきやならぬと思います。

ただ、いまのところは退職手当については、これは特別職その他も全部含めております。また公社の関係もございします。ということで、従来からの沿革でこれは総理府が所管しております。また、年金の関係は大蔵省が所管しております。というわけであります。そういうことで、おのずから限界はございしますが、やはり生涯給与というようになさういふ比較の仕方というものも十分頭に入れてやっていかなくやならぬ。その場合にやはり、私の私見ですが、給与は給与、それから年金は年金、退職手当は退職手当ということで相互均衡をとっていくと、均衡のとおりかというものはいろいろ問題があります。しかし、そういうもので切り離して、それぞれ対応策を均衡をとっていくということ、そうやっていけば全体としてのバランスがとれるわけですから、そういう方向に進むべきではないかというふうな基本的には考えておりますが、それはそれといたしまして、給与と制度を考える場合におきましても、年金それか

一時金としての退職手当というものも十分頭に入れながら整合性のある検討、対策としてやってまいりたい、かように考えております。

○野田哲君　いま総裁はそういうふうにおっしゃったわけですが、現実の扱いとして、やはり公務員の給与制度あるいは年金、退職手当を含めてやはり生涯給与といいますが、生涯的な、総合的な検討、比較、こういうものが私は望まれていると思うんですが、実際問題としては、大蔵大臣のところで共済年金について、公務員の共済年金制度の基本問題研究会というのがございして、六月に発足をして、公務員の共済年金だけを対象にしての研究会がやられているわけですね。これ二年ぐらいて公務員の共済年金についての結論を出すんだと、こういうふうに進められているというふう聞いています。

そうすると、給与制度については、現職のときの公務員の給与制度についてはこれから人事院が五年ぐらいて中途に総合的な検討をやるんだと、こういうふうに進められている。片一方、大蔵大臣のところの諮問機関である年金制度の基本問題研究会、これは二年ぐらいて年金制度だけをやっていくと、こういうふうになっている。国鉄には国鉄で、運輸大臣は帰られたわけですが、国鉄は総裁の諮問機関として国鉄の年金問題についての研究会というのがある、これは一つの結論を出しているわけですね。そういうふうな共済制度をとってみても、それから公務員の給与制度、生涯的な観点から考えてみますと、それぞれのところは細切れに研究会をつくってやっていく、あるいは検討課題を持って検討をやっていく、こういうふうになつていないんじゃないかと思うんです。

私は、やはり公務員の生涯を通じて、民間と比較してどうだという議論がたゞあるわけでありまして、大蔵省の、大蔵大臣の諮問機関としてやっておられる共済年金の基本問題の研究会も、あるいはいろいろところでやっている公務員問題についての研究、退職手当についての研究、

検討というふうなものを全部ひっくるめて、これから人事院がすべて総合的に公務員については生涯これだけの待遇なんだと、現職のときはこうなんだと、退職時にこうなんだと、それから死ぬときまでこうなんだと、こういうことの総合的な検討をやられるのが適切な措置じゃないかと、こういうふうに進めよう、それから役所の扱いにしても公務員の給与制度については人事院がやる、共済年金制度は大蔵省がやる、それから古い大先輩の人たちの恩給は総理府の恩給局がやる、こういうふうに進めよう、それから公務員の問題がやられている。こういうあり方こそ中曾根行管長官のところでやればよかったわけですね。これも、これらを含めた総合的な、まとめた取り扱いというものがもういまま必要になってきているんじゃないかと思うんですが、総裁それから大蔵大臣——これは質問の予定には大蔵大臣の方には言っていないんですが、見解を聞かしていただきたいと思うんです。

○政府委員(藤井貞夫君)　これは、組織、機構の問題は行管の所管でございします。したがって、私からこの場でとやかく申し上げることは差し控えていただいた方がよいのではないかと思います。

ただ、問題があることは事実です。生涯給与というところでいろいろ民間その他でも取り上げられているけれども、それに対してまとめて資料を整備し、まとめて物を言う、説明をするという仕組みになっていないという点には、確かにこれは問題はあるんだという気持ちはいたします。それからまた、いまの法律のたてまえ、制度の前提から申し上げまして、人事院でもってそれですべてやっていくんだというわけにもまいりません。そこにはおのずから限界があるわけでありまして、ただ、私の気持ちとしては、これは野田さんとも方向としてはそう間違わないと思うんですが、われわれの方としてもできる限りやはりグロ―バルな点でもって問題をひとつ取り上げてまいりたい。そういうことでやっていく段階で、

年金制度はやはりこういう点がどうだろうかというものが出てくるでしょう。また退職手当についてもかくあるべきではないかと、この点はひとつどうだろうか、こういう方向で考えられないだろうかという問題が出てくるかもしれない。そのときには、表へ出る前にあらかじめ御意見も各省庁から聞きましようし、またわれわれの方からその問題があることに連絡をして、その間調整をとりながら出てくるものがかつこうの悪い、でこぼこなものにならないように、これはひとつ各省庁にも協力をお願いをしなければならぬことですが、その点はくれぐれも注意してやっていきたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君)　野田委員の御意見も一つの御意見だと思ひます。

ただ、いままで長い間大蔵省が共済年金の担当省というような関係もあって、それで大蔵省では年金関係のことをやってきておると。したがって、共済年金制度の基本問題研究会という点について、これは各省にまたがっておるものですが、各省の問題をかなり熟知した人をメンバーに集めておりまして、たとえば総評から福田勝さんという方が出てもらつておたり、それから厚生省のOBでは山本正淑さんが出てもらつておたり、それから人事院関係では尾崎さんが出ておるとか、文部省から清水さんが出ておるとか、各省の給与の実態というふうなものにもかなり経験、学識のある人を出してやっておりますから、人事院でやられた方がいいのか大蔵省がやった方がいいのか、これは一長一短だと思ひますが、ともかく大蔵省でやったからといって特別に不正なことをやるというわけでもなくて、各省の問題を全部公正にひとつやらせようとしてやっておるところであります。したがって、これをすぐ人事院に持つていくかどうかという点は人事院制度の根本問題にも関係ある問題なので、ここで私としてはすぐにお答えをするということとはなかなかできないと存じます。

○野田哲君　今回の場合、これはもうすでに基本

問題の研究会が発足しているわけですから、それにかれこれ言うつもりはございませんが、これは大蔵大臣、率直に考えてもらいたいと思うのは、ここで公務員の共済年金の問題を審議をしていこうとすれば、本当に必要な大臣にずうっと座つていただこうとすれば、提案をして提案しつ放しで退席されましたけれども、もちろん運輸大臣、それから公務員の給与制度と連動している恩給とも関連があるわけですから、総理府の総務長官、それから自治大臣、厚生大臣、これだけ座つていただかないと、共済年金の審議は本当にすべてにわたつてはできないんですよ。それだけ年金の扱い一つ考えてみると、国家公務員は大蔵省で扱い、そして国有鉄道、電電公社、専売については運輸省で扱い、地方公務員は自治省で扱い、同じ公務員や国鉄の関係でも大先輩の方は総理府の恩給局で扱い、こういうふうにはばらばらになっているんですよ。年金制度そのものが、それを私は将来やはり年金制度についての検討そのものも必要だし、同時に、扱う役所もそういうふうにはばらばらになっているものを何とかまとめていくことを考えないと整合性のあることになっていかんじやないか、こういう意見ですから、これは意見として申し上げておきます。

そこで、本論にこれから入っていきたく思うんですが、今回の改正の内容、これはすでに決定をされた厚生年金保険法の改正案に準じていることですから、基本問題についてはそっちの方ですから、ここで私どもがぎりぎりやっても大蔵大臣なり大蔵省の皆さんとしては答える限界があると思うんですが、しかし、やはりかなり問題があると思うんです。

まず、今回の厚生年金の改正案の政府の原案、大蔵大臣も厚生大臣の経験があまりですから承知されていると思うんですが、この政府の原案では、四十歳未満の子のない妻ですね、この人についても配偶者が死亡しても遺族年金については交付しないことになっていた。これが国会審議の過程で修正をされた。一方、この厚生年金の政

府原案では、遺族の範囲を限定するかわりに扶養遺族のある妻について重点的に優遇していただく、こういう見地から寡婦加算の額を大幅に引き上げると、こういう内容になっています。ただ、寡婦自身が自分の年金をもらう場合には若干の調整を行う、こういうふうになっています。以上のように、政府原案では遺族の範囲について年齢等を勘案をして見直していく、そのかわりに受給者の生活実態を勘案して、年金による生活保障の必要性の高いと思われる子供のある寡婦あるいは高年齢の寡婦に重点を置いたものになっていたわけです。これが遺族の範囲が修正されたために寡婦加算の増額だけが可決をされた、こういう形になっています。

ところが、公務員の方の共済関係の法案を見ますと、厚生年金と異なつて、政府の原案でももと遺族の範囲を限定しないかわりに寡婦加算についても増額をしない、こういうことになっています。厚生年金にならうというたてまえからすれば、この寡婦加算を増額をするという措置がとられなければならないが、この点については今後どういふふうに考えておられるか、これはきわめて具體的なことですから、政府委員の方でひとつ答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま御指摘がございましたように、厚生年金保険法の改正案で、政府原案では四十歳未満のいわゆる子なし若妻と申しておりますが、その方々に遺族年金を支給しないということにしておいた部分が議員修正により削除されたということでございます。

今回、提案いたしております共済年金の改正法案におきましては、寡婦加算の引き上げ等遺族年金の改正の部分を除いているわけでございます。それはどういふわけかと申しますと、国家公務員共済組合審議会におきましていろいろ御議論をいたいただきました過程で、四十歳未満の子なし若妻に対する遺族年金の支給の問題、それから、それと関連のあった寡婦加算の大幅引き上げの問題、こ

ういったものはいずれもいろいろ多くの問題を含んでおるといふことで、さらに十分な検討が必要であるという御答申が公務員共済組合審議会のサイドでは出されたわけでございまして、この御意見を尊重した結果、こういった形の改正法案を提案させていただいておるといふ経緯がございします。

今後どうするかという問題でございますけれども、寡婦加算を含めまして遺族年金の取り扱いをどのようにするかということにつきましては、遺族年金全体の基本的なあり方との関係も考えながら、さらに検討をいたしてまいりたいというのが現在の気持ちでございます。

○野田哲君 この寡婦加算の制度ですけれども、遺族年金の給付水準が各公的年金とも原則として本人の五〇%、こういうふうになっておりまして、これを上げたいということでは六〇%あるいは七〇%に、こういうところから出発をしたわけですが、率を上げると本人の年金が高い人ほど非常に高くなると、こういうことで格差が開いてしまふ、こういう矛盾があるという理由で、必要な人に重点を置くという生活の態様に応じて定額で上積みをしていくと、こういうことが昭和五十一年度に創設をされて今日に至っていると思うんです。

したがって、この寡婦加算は遺族年金の水準の引き上げが目的としてつくられた共済年金だけが結局据え置かれると、こういうことになっているのが非常に問題だと思ふんですが、しかし、この八万四千円が今度の措置では二十一万円にもなる。こうなりますと、むしろ遺族年金の五〇%水準を六〇%なり七〇%にした方がよいという意見も出てくるんじゃないかというふうにも思ふわけなんです。共済年金の受給者だけが今回も置いてきぼりを食つたことになるわけですが、共済だけでこれを五〇%を六〇%なり七〇%にするというふうなやり方ができるかと言へば、なかなかさうもいかなないんじゃないかと思ふんです。そういったしますと、一体遺族年金のあり方について、この給付水準が今後どうあるべきか、こういう点につい

て大蔵省としての考え方を聞かしてもらいたいと思うんです。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま御指摘がございましたように、遺族年金の水準が退職年金の二分の一相当額という水準を基本にいたしまして、それに高年齢の寡婦でございましてとか有子の子の寡婦といったようなニーズの多い人に對しまして、それに対応した措置がございまして、定額の加算を行つておるといふことになっておるわけでございます。

この遺族年金の水準を今後どういふふうに考えていくかという問題は、確かに共済年金の分野におきます大きな問題かと思ふわけでございます。ただ、この共済年金における遺族年金の性格は厚生年金の場合とやや異なるところがございまして、受給資格者の要件をいたしまして、死亡した組合員と残された遺族との間の生計依存関係を重視した体系になっていると。たとえば残された者の収入が年七十万円、配偶者の場合二百四十万円というものを越えるかどうかといったようなことを判断基準に取り入れたらしているようなこともございまして、若干厚生年金の場合とは遺族の要件等についての考え方も昔から違つた考えがあるといったような問題もございまして、こういった遺族年金のあり方につきましては、給付水準の問題と同時に遺族の範囲をどうするか、あるいは遺族年金と本人年金との併給調整をどうするかといったようないろいろな問題が絡みますので、この点は今後総合的に検討をさせていただく必要がある問題ではないかというふうにも思つております。

こういった問題も、先ほど御指摘のございました共済研究会においても今後御議論が進められていくというふうにも思つておりますので、その結果も踏まえまして対処をしてみたいというふうにも考えておる次第でございします。

○野田哲君 退職年金の問題ですけれども、いままで退職している人、それからこれから退職する人、この退職年金の計算が二つありますね、一般

方式、それから通年方式。そして、この二つの方式で算出してなお最低保障額に達しないときには最低保障額にする、こういうふうな制度になっているわけですが、この通年方式の場合、三十九万六千円という額から計算方式が成り立っているわけですが、これは法律上のもので、この根拠は千六百五十円、これに二百四十カ月分、これに乗じたもの、こういう計算の仕方になっています。ところが、この千六百五十円という法律上の根拠になっている額は、消費者物価の上昇に伴って厚生年金と同様に政令で引き上げられて、五十四年の六月からは一人千六百五十円に、二〇七を乗じた千九百九十一円五十五銭、こういうふうになっていることになっていると思ふんです。したがって、法文上は千六百五十円掛ける二百四十カ月、これが基礎になって三十九万六千円となっているが、五十四年六月からは政令で千六百五十円掛ける一・二〇七、千九百九十一円五十五銭掛ける二百四十、こういうことで実際は四十七万七千九百七十二円、こういうふうになっていると思ふんです。

一方、厚生省では厚生年金で五年ごとの財政再計算、これを一年繰り上げて実施をして、本年は政令によるスライドの改定をやめてこの千六百五十円の法律上の額、実際には政令で千九百九十一円五十五銭となっているもの、これを二千五百円として、この二千五百円を法律で規定しようとしているものだから共済組合の方でも法文上の額である三十九万六千円、実際には政令でこれが四十七万七千九百七十二円となっているものを、これを二千五百円掛ける二百四十、これを根拠にして四十九万二千円、こういうふうになっていると思ふんです。

すでに述べたように、現在年金を受給している人についても、一般方式が高いか通年方式が高いか、これ一人一人計算することになっています。そこで、昨年の人事院の勧告に見合う年金の増額は、すでに決定をされ図られているわけですが、これらの人々についてもさらに、この法案が通ればもう一度計算をし直して高い金額に決定されることになるんだと思ふんですが、そういたしますと、国家公務員の場合で年金受給者の数が三十二万人程度というふうになっていくわけですが、三公社の場合は約三十四万人、こういうふうになるわけですが、この法案が成立したときに、一体どの程度の方がこれに該当して増額をされ、いつごろまでにこの差額の支払いができるのか、まず大蔵省の所管の国家公務員の関係について伺いをいたしたいと思ふんです。

○政府委員(矢崎新二君) いま御指摘のございましたように、今回の法案が成立いたしますと、いわゆる通年方式で計算をすることを選擇をしている方々の年金額がさらに改定になるわけがございます。どの程度の方々と申しますと、五十五年一月末現在の共済年金の全受給者のうちで、通年方式を選択しておられます方が約六割強ぐらいでございます。したがって、この法案が通ることによりましてこの方々の年金額がふえるわけでございますが、これは今回の分のみを見ますと約一・三〇程度の増額ということが上積みされるように推定をしておるわけでございます。

それからもう一点、いつ支給ができるのかという御指摘でございますが、今国会中に法案が成立いたしますれば、この差額支給は、できる限り精いっぱい処理の努力をいたしまして、年内に御送金できるよう努力することにしたして準備を進めたいと、こう思っております。

○野田哲君 最低保障額の問題を伺いたいと思ふんですが、今回の改正案では、厚生年金の改正と歩調をそろえたもので、したがって共済組合の方で独自の問題ではないわけでありまして、やりにくい面があるんだと思ふんです。しかし、最低保障額という問題につきましては、これはやはり共済制度として特に具体的に検討をされるべきじゃないかという問題があるんだと思ふんです。今度の改正案によりまして、退職年金の最低保障額六十八万四千円ということですか、これは厚生年金の標準報酬月額額の最低額を三万円から四

万五千円に直していることから来ていると思ふんです。公務員の共済年金を、最低でも厚生年金の最も低い額は保障するというところから最低保障制度が導入をされているわけですが、しかし年金は二十年以上の在職を必要としているわけですから、月額四万五千円というのはいかにも低いんではないか。公務員の給与の一番低い行政職の(一)のところの五等級の初号で現在六万九千円、勧告では七万一千七百円、こうなっているわけですか、この点につきましてはどう考えているのか。この最低保障額の問題について大蔵省の見解を承りたいと思ふんです。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘の国家公務員共済組合におきまして最低保障額は、厚生年金との均衡を考慮して定められておるわけでございまして、御指摘のように、退職年金について言いますと、組合員期間が二十年という前提を置きまして、それから俸給年額を厚生年金の標準報酬の最低額をとりまして、そして通年方式によって計算をした額、これをもとにしまして、さらに配偶者分とそれから子供を〇・五人分と仮定しました扶養加給というものを加算をした額でございまして、今回の改正案によりまして六十八万四千円という年額になるわけでございます。

この最低保障額の計算の基礎に置きます俸給年額が低過ぎるのではないかと、もう少し上げてはどうかというふうな御指摘かと思ふわけでございまして、現行の厚生年金との均衡を考慮しました最低保障額は、共済組合法を制定した当初からこういうった考え方をとってきたわけでございまして、こういった一部の問題につきましては、考え方を変えたいと思ふんですが、これはまた共済年金全体の給付体系なり給付水準に波及をすることでもございまして、全体との関連を考慮しなければいけません。このことではないかと思ふわけでございまして、この最低保障額の問題だけを切り離して変えていくということは必ずしも適當ではないんではないかと、こう考えておるわけでございまして、なお、先ほども申し上げました本年六月に発足

いたしました共済年金の研究会におきまして、こういった共済年金の給付体系等の基本的な問題についても御審議をいただくことにしておりますので、この問題もあわせて御検討いただくといいことにならうかと思ふます。その結論を踏まえまして、適切にまた対処をまいりたいと、こう現段階では考えておるわけでございまして、

○野田哲君 今回の改正案とは直接関係ないんですが、共済制度の問題として、被扶養者の範囲の問題について大蔵省の見解を承っておきたいと思ふんです。

国家公務員の共済組合法、それから公企業の共済組合法で、それぞれ被扶養者の範囲、定義がされているわけですが、この定義はもう御承知のとおりであらうと思ふんですが、この詳細が運用方針で決められておまして、年額七十万円以上の所得がある者については共済組合の組合員の被扶養者にはなれないことになっています。一般職の職員の給与法でも同様に、勤務所得、資産所得、事業所得等の合計額が七十万円程度以上であるものについては扶養手当が支給されない、こういうふうになっているわけですが、この点については、先ほどまでここに同席されていたんですが、お帰りになりましたけれども、人事院の給与局長が去る八月十二日の当委員会での同僚議員の質問に答えて、「従来は八等級三号俸のところの年額の半分ということでいわゆる制限額を設けてございまして、それがさらに扶養控除の問題につきましても限度額の問題につきましても検討しなきゃならぬということにならうかと思ふます」と、こういう意味でこの七十万という所得の定めた金額、これについては検討しなけりやいけません、こういう趣旨のことを述べておられるわけですが、この七十万円、これは給与やあるいは税額とも関連をするわけですが、今後この額を引き上げるべきじゃないかと、こういうふうな思ふわけですが、大蔵省としては一体この問題、どういうふうな考えておられますか。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘のように、共済組合の被扶養者の認定が年間所得七十万円程度以上という場合には被扶養者になり得ないという扱いになっておることは御指摘のとおりでございます。これは、一般職給与法上の扶養親族の認定の例でございますか、あるいは税法上の控除対象配偶者等についての所得金額の制限の取り扱いを参考にしたしまして、こういったようなことを決めてきたわけでございます。共済組合法上の問題といたしましては、被扶養者の範囲は遺族年金の遺族の範囲とも関連する問題でございますので、慎重な取り扱いを必要とするものではないかというふうに考えております。しかしながら、現行の七十万円という制限は四十九年以来据え置かれておるということも事実でございます、その点も考え合わせまして今後検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○野田哲君 もう一つ別のケースの問題について、運用上の問題について伺いたいと思っておりますが、当委員会では恩給法の審議もやっておりますが、この恩給法のこの前の改正案の中で、公務扶助料の最低保障額、これを本年六月から遺族加算を加えて年額百三十三万四千円、月額九万四千五百円、こういうふうになっているわけですが、つまり公務扶助料の最低保障額を受給している人は、仮にその子供が公務員なり三公社の職員であるとするれば、扶養手当月額三千円は支給されない。これはやむを得ないとして、共済組合の被扶養者つまり健康保険が使えないことになるわけですが、結局この人は国民健康保険に加入することになるわけですが、共済組合の短期給付、つまり健康保険と国民健康保険の給付水準には非常に大きな差がありまして、たとえば追加給付は国民健康保険にはないとか、しかも国民健康保険料も負担をしなければならない。こういうふうには、いずれにしても年金の最低保障額受給者が共済組合の組合員の被扶養者にならないというのには、これはやはり矛盾があるのではないか。少なくとも公務扶助料の最低保障額までは合わせるべきだと思っております。

○野田哲君 もう一つ別のケースの問題について、運用上の問題について伺いたいと思っておりますが、当委員会では恩給法の審議もやっておりますが、この恩給法のこの前の改正案の中で、公務扶助料の最低保障額、これを本年六月から遺族加算を加えて年額百三十三万四千円、月額九万四千五百円、こういうふうになっているわけですが、つまり公務扶助料の最低保障額を受給している人は、仮にその子供が公務員なり三公社の職員であるとするれば、扶養手当月額三千円は支給されない。これはやむを得ないとして、共済組合の被扶養者つまり健康保険が使えないことになるわけですが、結局この人は国民健康保険に加入することになるわけですが、共済組合の短期給付、つまり健康保険と国民健康保険の給付水準には非常に大きな差がありまして、たとえば追加給付は国民健康保険にはないとか、しかも国民健康保険料も負担をしなければならない。こういうふうには、いずれにしても年金の最低保障額受給者が共済組合の組合員の被扶養者にならないというのには、これはやはり矛盾があるのではないか。少なくとも公務扶助料の最低保障額までは合わせるべきだと思っております。

○野田哲君 もう一つ別のケースの問題について、運用上の問題について伺いたいと思っておりますが、当委員会では恩給法の審議もやっておりますが、この恩給法のこの前の改正案の中で、公務扶助料の最低保障額、これを本年六月から遺族加算を加えて年額百三十三万四千円、月額九万四千五百円、こういうふうになっているわけですが、つまり公務扶助料の最低保障額を受給している人は、仮にその子供が公務員なり三公社の職員であるとするれば、扶養手当月額三千円は支給されない。これはやむを得ないとして、共済組合の被扶養者つまり健康保険が使えないことになるわけですが、結局この人は国民健康保険に加入することになるわけですが、共済組合の短期給付、つまり健康保険と国民健康保険の給付水準には非常に大きな差がありまして、たとえば追加給付は国民健康保険にはないとか、しかも国民健康保険料も負担をしなければならない。こういうふうには、いずれにしても年金の最低保障額受給者が共済組合の組合員の被扶養者にならないというのには、これはやはり矛盾があるのではないか。少なくとも公務扶助料の最低保障額までは合わせるべきだと思っております。

が、この点についてはどうお考えですか。
○政府委員(矢崎新二君) これはなかなかむずかしい問題でございます、ただいまも申し上げましたように、共済組合法上の被扶養者の範囲というものが遺族年金の遺族の範囲とも関連する問題でございます、これはもう非常に慎重に取り扱う必要があるというふうに考えておるわけでございまして、公務扶助料の最低保障額に認定基準を合わせるということとは問題があるのではないかとこのように考えております。

○野田哲君 いま言われたのはちょっとおかしいんじゃないかと思っております、これは一遍検討してもらいたいと思っております。
それから、例の研究会の問題になるんですが、これからのいろいろな問題点は研究されていくことになると思っておりますが、この研究会は結論はいつごろ出されることになるんですか。

○政府委員(矢崎新二君) この共済年金制度基本問題研究会は本年六月に発足をいたしましたわけでございまして、いろいろ問題点を御検討願っておりますが、大きく分けまして、一つは年金財政を踏まえた職域年金制度としての共済年金のあり方の問題、すなわち給付水準でありまして、給付要件等に関する問題が一つでございます。それから二番目に、他の公的年金制度との整合性とこれらの給付との調整の問題、それから三番目に、財政問題、これは国鉄共済の問題を含むわけでございまして、そういった財政問題、こういった主として三つの問題について御検討を願うことにしておるわけでございます。

○野田哲君 この研究会のこれからの検討課題ですが、あるパンフレットの中で「研究会の発足と共済年金制度の課題」という形で、大蔵省の担当の方の論文といいますが、提言が載っているものがあるんですが、それを見ると、やはり検討課題として一、二、三と挙げておられるんですが、なぜこの研究会で検討やるのかということ、要するに、高齢化社会に入っていく、公務員についても例外じゃないんだ、高齢化社会に入っていくと、そこで、だんだん成熟度が高くなると、そういう状態の中で年金財政が立ち行かなくなっていくから、公務員制度とも関連をしながら、職域年金としての性格を有するこの年金制度についての給付水準あるいは給付要件等の根本的な見直しを共済サイドから検討していくんだと、こういうふうなことが第一に提起をされているわけですが、明らかにこれを見ると、高齢化社会で成熟度が高くなり、負担率が大きくなっていくので立ち行かなくなるから見直しをするんだということ、つまり公務員の共済年金についても下げるための検討だとは言っていないが、文脈をずっと見ると、これはやはり後退させるといふことのための検討というニュアンスを一説して受けるんですが、そういう方向での検討であつていいんですか。高齢化社会というこの中で後退させるための検討というんでは、私はやはりちょっと問題があるんじゃないかと思っております。

があるんですが、それを見ると、やはり検討課題として一、二、三と挙げておられるんですが、なぜこの研究会で検討やるのかということ、要するに、高齢化社会に入っていく、公務員についても例外じゃないんだ、高齢化社会に入っていくと、そこで、だんだん成熟度が高くなると、そういう状態の中で年金財政が立ち行かなくなっていくから、公務員制度とも関連をしながら、職域年金としての性格を有するこの年金制度についての給付水準あるいは給付要件等の根本的な見直しを共済サイドから検討していくんだと、こういうふうなことが第一に提起をされているわけですが、明らかにこれを見ると、高齢化社会で成熟度が高くなり、負担率が大きくなっていくので立ち行かなくなるから見直しをするんだということ、つまり公務員の共済年金についても下げるための検討だとは言っていないが、文脈をずっと見ると、これはやはり後退させるといふことのための検討というニュアンスを一説して受けるんですが、そういう方向での検討であつていいんですか。高齢化社会というこの中で後退させるための検討というんでは、私はやはりちょっと問題があるんじゃないかと思っております。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまのお話の中にもございましたように、今後の日本の社会全体が高齢化社会に急速に近づいていくということ、これは避けられない事実ではないかと思うわけでございます。で、こういった将来の見通しを踏まえて、現在の世代を支えている私どももいたしまして、将来の子孫に対してどういった仕組みのこういう制度を残していくかということ、やはり真剣に考えなければならぬ問題ではないかと思っております。で、これはひとり共済年金制度だけではなくて、厚生年金等も含めた全体の年金システムの直面している大きな問題ではないかと、こう考えておるわけでございます。したがって、こうやっておられるわけでございます。したがって、こうやっておられるわけでございます。したがって、こうやっておられるわけでございます。

○野田哲君 共済組合の給付は法律に基づいてやられておるわけですから、それがむだな給付は整理していく必要があるんだ、検討が必要なんだと、こういう文言が大蔵省の書かれた文章の中に出てくるとすれば、これは私はかなりゆゆしき問題だと思っております。
もう一つ、時間が参りましたので承っておきたいと思っておりますが、国鉄の年金についてはかなりいま成熟度もほかの共済制度より高い、負担率も財源率も大きい、こういうふうになっているわけですが、大蔵省でいまやっていますこの研

○野田哲君 共済組合の給付は法律に基づいてやられておるわけですから、それがむだな給付は整理していく必要があるんだ、検討が必要なんだと、こういう文言が大蔵省の書かれた文章の中に出てくるとすれば、これは私はかなりゆゆしき問題だと思っております。
もう一つ、時間が参りましたので承っておきたいと思っておりますが、国鉄の年金についてはかなりいま成熟度もほかの共済制度より高い、負担率も財源率も大きい、こういうふうになっているわけですが、大蔵省でいまやっていますこの研

研究会は、国鉄の共済制度についてもあわせて検討の対象の中に入れておられるわけですか。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘のように、国鉄の共済の現状が非常に厳しい状況に直面しておられることは私も十分認識をいたしておるわけでございます。ただ、これは国鉄のいわゆる成熟度が大変高まってきたと、その成熟の低い時代が現在すでに到来をしたということも一つの大きな原因ではないかと思ひますけれども、そういった成熟度が高まってきた問題は、その共済年金も潜在的に抱えている問題でございまして、そういう意味で、やはり共済の年金制度全体としてこういった問題を、つまり年金財政の問題を真剣に検討しなければならぬということはおわれわれの大きな課題かと思ひます。したがって、その検討の中で国鉄共済の現状というものはやはり検討の対象として十分御審議をさせていただくことになるのではないかと、このように考えておる次第でございます。

○野田哲君 時間が参りましたので、大蔵大臣に伺いたいと思ふんです、見解を。本来なら運輸大臣並びに国鉄総裁と並んでそれぞれからお答えいただきたいところなんですけれども、改めて日を定めて運輸大臣にはまた伺いたいと思ふんです。大蔵大臣のところではまた伺いたいと思ふんです。共済年金制度の基本問題研究会ですね、これはいまおっしゃったように、国鉄の問題もあわせて検討の対象にするんだという。その国鉄については、すでに国鉄の総裁の諮問機関として国鉄共済年金財政安定化のための研究会と、この二つが設置をされて五月に研究報告をまとめておられるわけなんです。国鉄は国鉄で、国鉄の年金問題をどうするかというのを国鉄総裁が研究会をつくって答申が出た。今度はまた、大蔵大臣のところでは研究会ができて、ここでもまた国鉄の問題を対象にして検討をやるんだ。こういうふうには、一つの共済年金制度について、国鉄に關して言えば二つの研究会が相前後してできて検討をやっているというわけですね。これこそ、むだな給付という言葉を

使っておられますが、まさにむだな研究なんですよ、これ。同じ国鉄の共済制度について二つも研究会をつくってやっていると、こういうやり方。

一体大蔵大臣としては、国鉄は国鉄でやり、大蔵省は大蔵省でやるというやり方、当然だとお考えなんでしょうか。いかがですか。この点見解を承って、なおこの件については、運輸大臣出席のもとで引き続き国鉄問題については政府に対する質疑を続けさせていただきたいと思ふんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 国鉄総裁が私的諮問機関としてそのような研究機関を持ち、それによつてことしの四月に答申をいたしますが、取りまとめをしたという話は聞いております。しかし、国鉄だけで、私は国鉄共済というのはこれだけの研究したのか、よくまだ詳しく知りませんが、なかなかやっていけないんじゃないかと。まして国鉄は四十二万人体制から人もうんと減らすというようなこともすでに決定をされておつて三十五万人体制に減らすと。すそ野がうんとすばまっしてしまふわけですから、私はなかなかこれ負担が容易なものじゃない。したがって、これらの点も考へてこのそれぞれの国家公務員の共済組合等においても、公務員をどんどんふやしていくという時代でなくて、むしろ減らして、それでも合理的化を図っていくという時代でいくというのと、それぞれ独立の共済組合というものがやっていると、そういうような点も考へて幅広く総合的にひとつ検討したい。

したがって、もうすでにこれ終わつちやつた話でありますから同時に発足させるというふうなものでございませぬのか、それはそれなりにどういふふうな御見解なのか、詳しく取り入れて、もう一遍広い視野から検討をしてみたいと、こう考へております。

○委員長(林道君) ちよつと速記をとめて。
(速記中止)
○委員長(林道君) 速記を起こしてください。
○中尾辰義君 今度の改正法案は、厚生年金法の

改正に伴つていわゆる通年方式の定額部分の額の引き上げ、それから通算退職年金の定額の引き上げ、さらに厚生年金にない最低保障額の引き上げと、この三つが大体大きな柱になっておられるわけでございますが、そこで、本案が成立した場合にいわゆるこの通年方式による再計算が行われるわけでありまして、これで二、三、ちよつと聞いてみたいんですが、現在、この年金額改定事務はコンピュータでやられておられるわけですが、この本案が成立後再計算のための改定作業時間はどの程度要するの。

それから、今回の改正による改定年金額が十二月の支給月に支給することができるとのことですが、さらに、本案改正による年金額改定該当者等についても御説明をお願いします。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘の、どの程度の方がまず適用になるかという点でございますが、五十五年一月末現在の共済年金の全受給者のうち、通年方式を選択している方が約六割強でございまして、人数にいたしますと約十九万四千人の方々がこれに該当するわけでございます。で、この法案が通ることによりましてこれらの方々の年金額が約一・三%程度上積み重ねられていくことになるかと推定をいたしております。

それから、どのくらいの期間で支給ができるかという御質問でございますが、この点は、今国会中に法案が成立いたしますれば、その差額につきましてはできる限り急いで事務処理を行ひまして、年内に送金できるように努力をいたしたいというふうに考へておられる次第でございます。

○中尾辰義君 それから、その通算退職年金受給者の平均在職年数、平均退職年金額、その辺はどうなつておりますか。

○政府委員(矢崎新二君) 通算退職年金の受給者数は現在約四千人でございまして、退職年金受給者に対する割合は二%弱ということになっております。

それからまた、平均年金額は月額約三万五千元でございます。平均組合員期間は八年程度という状況でございます。

○中尾辰義君 次に、ただいまも野田議員から質問がありましたけれども、この寡婦加算の引き上げの問題ですが、これは昭和五十一年に、遺族年金の給付水準改善のために各公的年金制度及び寡婦加算制度が設けられたわけでありまして、その加算額は各年金相互間でばらつきのないように同額に定められたが、現在、新法の遺族年金の寡婦加算額のみが改定をされてないわけで、そこで二、三問題点を、野田議員の質問と少し重複するかもしれませんが、再度ひとつ伺ひたい。

現在、この厚生年金、恩給、旧令特別年金及び旧法に基づく遺族年金の寡婦加算額は、年額にして、これは本人それから子供が一人、二人ある場合違ひますけれども、十二万円または二十一万円となっております。新法の寡婦加算額は、これも子供の数によりまして、本人だけの場合四万八千円、それから、子供の数によつて六万四円または八万四千円、こういうふうな非常に差があるわけでありまして、けれども、この新法の寡婦加算額のみが引き上げられていない。そこにこの委員会の不満があつて質問もあるわけですが、再度その点について伺ひたい。あなたから結構ですから、厚生年金だけはなぜ大幅に上げたのか。それも追加して、厚生省見えておりませんかあなたの方で代弁して結構です。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘のとおり、旧令旧法年金にかかわります寡婦加算額につきましては、恩給の措置にないまして五十五年度の年金額改定法によつて恩給と同額の引き上げを行つております。御承知のように、国家公務員の共済組合が現在のような社会保険のシステムの年金制度を発足させましたのは昭和三十四年でございまして、それ以前の年金制度は主として恩給でございまして、一部雇用人に対して旧法共済制度が実施されてきたわけでございまして、したがって、恩給法との均衡上、現在の共済年金制度の発足以前のいわば旧制度におきます退職した旧令旧

法年金にかかわる遺族年金についての寡婦加算はその引き上げを行ったということでございます。しかし、新法の遺族年金の寡婦加算額につきましては、国家公務員共済組合審議会からの答申等も踏まえまして、四十歳未満の子なし妻の取り扱いの問題とともに、今後の検討課題ということになったわけでございまして、今回の改正法案においては引き上げが見送られた次第でございます。

なお、御指摘の厚生年金において大幅に寡婦加算を引き上げた理由でございますけれども、厚生省の見解によりますと、年金による所得保障の必要性が高いと思われ、子供のある寡婦とあるいは高齢の寡婦に重点を置いた改善を行うということをして、そのために子供さんを二人以上持つておられる寡婦の方に対する寡婦加算額を現行の額の二・五倍に相当する一万七千五百円に引き上げた。それからまた、一人のお子様を有する寡婦の方のあるいは六十歳以上の高齢の寡婦の方、この方々に対する寡婦加算額につきましては月額一万円にそれぞれ引き上げたということの説明をいたしております。

以上でございます。

○中尾辰義君 それから、ここにいろいろこれはアンバランスがあるわけですので、ちょっと伺いをしますけれども、三十四年以前から公務員であつて、三十四年以降公務員年金法の適用を受けたいわゆる更新組合員ですね。更新組合員として退職した者の遺族は、新法期間がわずか一年あるだけでも新法年金の適用となつてしまふ。現在寡婦加算額は据え置きとなつておるわけであります。こういう人がもとにも不利益を受けておるわけですね。最低保障適用者の場合には、本年六月分からは旧法年金の適用を受けた方が得となる結果となつておりました。きわめてこれはバランスを欠くわけですね。この不合理につきまして大蔵省はどういうふうな考えていらつしやいますか。

○政府委員(矢崎新二君) 新法にかかわります遺族年金の寡婦加算額が据え置かれた結果、その面では旧法の遺族年金受給者との間の違いという

ものが生じていることは事実かと思ひます。ただ、新法適用者には新法制度に伴ういろいろな計算方式のメリット等が別途あるという点も、これは事実かと思ひ次第でございます。この寡婦加算を含みます遺族年金の取り扱いをどうするかという点とは、共済年金制度の中におきます遺族年金の基本的なあり方の問題との関連があるわけでございまして、今後どういった遺族年金の仕組みをとつていくかということにつきましては、さらに引き続き検討をしていく必要があるだろうというふうな考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 それじゃ大蔵大臣に。いまずっと聞いておられたでしようけれども、寡婦加算が今度の新法にないわけですね。ここに非常に厚生年金の場合とアンバランスがあるんですが、これいま質問したら、いろいろ問題があるんで審議会でも検討したいということですが、これは大蔵大臣、この点は早急に是正する必要があると思ふんですが、その点大蔵大臣のひとつ御意見を伺つてみたいと思ひます。この是正について、早急にこれは変えなきゃかなり差があるわけなんです。だからもう一遍この点を審議会に諮るなり、どういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(渡辺美雄君) 厚生年金と共済年金とはかなり遺族の範囲その他根本的に違つているところがたつきございします。したがしまして一概にどういふことは言えないんでございします。が、全体のバランス等については検討をしたいと考えております。

○中尾辰義君 うまい答弁になつていないけれども、検討してもらふそうですから、早急に検討して、このバランスが直るようになつていただきたいと思ひます。

それから次に、最低保障制度の件ですね。これは共済年金の最低保障額は、恩給に準じた最低保障額とそれから厚生年金に準じた最低保障額とから成つておるわけですが、今度の法案では厚生年金に準じた最低保障額を改定すると、こういうふうになつておりますので、若干お伺いをしますが、

国家公務員共済年金の場合、各種年金別に最低保障額の適用を受けている者の割合と人数はどのようになつてゐるのか。

○政府委員(矢崎新二君) 退職年金の受給者数は全体で約二十七万九千人となつておりました。そのうち最低保障対象者数が約三万四千四百人、割合が一・二％ということになつております。それから、また廃失年金につきましては、受給者数全体で約四千二百人ございまして、そのうち最低保障の対象者数は五百三十人ほどでございまして、その割合は一・六％ということになつております。

それからまた遺族年金につきましては、受給者総数が全体で約六万八千人でございまして、そのうち最低保障対象者数が約二万人でございまして、割合は二九・三％という状況になつております。

○中尾辰義君 それから最低保障額ですが、厚生年金に準じた最低保障額は、退職年金の場合従前方式によつて計算すると八十一万円、こういう計算になる。ところが本法律案による改定額は六十八万四千円、こういうふうになるわけですね。大分減るわけですね。なぜこういうふうな従前方式による改定額を定めなかつたのか、この辺はいかがですか。

○政府委員(矢崎新二君) 従来から、新法におきます最低保障額は厚生年金との均衡を考慮しまして算定をするようになっておりました。退職年金について申し上げますと、組合期間が二十年、それから俸給額を厚年の標準報酬の最低額をとりまして、それを通年方式で計算をした額、こういうものをいまして、それにさらに配偶者と子供〇・五人分に相当する加給年金額、これを加算すると、そういうことで算定をしてゐるわけでございます。

ところで、今回の法改正におきましては、国家公務員共済組合法に定める退職年金等の最低保障額のうちで、定額部分と報酬比例部分につきましては厚年の改正に準じて引き上げたわけでございすけれども、先ほど申し上げました算式のうち

の加給年金額の部分につきましてはこれを据え置いておるわけでございまして、それは遺族年金の扶養加給を据え置いたのと同様に措置をした結果でございます。この結果として、二十年分の通年方式の額の従来の加給額を加へまして計算いたしますと、六十八万四千円ということになつたわけでございます。

それから、もう一つ最低保障額の算出過程で加給部分を据え置いたのはなぜかということでございますが、それは遺族年金の扶養加給を据え置いたのと同じ理由でございまして、厚生年金保険法の改正の考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。夫婦世帯の年金水準の充実にあつたようなことを考えたように何つておるわけでございすけれども、共済年金制度につきましては、先ほど来申し上げておりますように、いろいろと遺族年金の水準全体の問題もございすし、それからまた、一般的には共済の場合は加給年金制度を導入してないといつたようなこともございまして、加給部分の据え置きをしたというのが理由でございます。こういった問題につきましては、共済年金制度の根幹にかかわります基本的な問題でございますので、制度全体の検討の一環として今後とも検討を続けていきたいというふうな考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 次に、遺族年金の方が退職年金より多いケースがあるんです。普通恩給の最低保障額と共済年金の退職年金の最低保障額が、最近では異なつた方向に進んでおるようになつておるわけですね。一方では寡婦加算額が大幅に引き上げられておる、旧法年金については事例によりましては遺族年金の方が退職年金より高くなつておる、こういう結果があるわけでございます。いいですか、たとえばこれは一つのケースですが、本年六月分より旧法等の退職年金の最低保障額は六十五歳未満の場合が五十二万五千円、一方、遺族年金の最低保障額は四十五万五千円、受給者が六十歳以上の寡婦である場合には十二万円の寡婦加算が行われて、合計しますと五十七万五千円が支給される

ことになる。つまり、遺族年金の方が退職年金より五万四千高くなつておる。こういう結果となつてゐるんです。また、厚生年金と違つて共済年金には加給制度がないので、最低保障額の水準そのものを定める際単純比較してよいかどうかこれは問題であるわけですが、こういう状況を見ますと、共済年金の最低保障制度そのものを検討すべき時期に來てゐるのじゃないか、こういうふうに見えるんです。これはどうですか大臣。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまの御指摘の中で、いわゆる退職年金の水準と遺族年金の水準との逆転現象についての御指摘があつたわけでございますけれども、これは、基本的には、本人年金の場合ですと若齢による割り落としを受けるというこの結果でございますし、逆に言えば、遺族年金に配慮をしてゐるということかとも思ひますので、やむを得ないことではないかと思ひつてございます。この共済年金の最低保障の仕組みをどうしようふにしていくなかという点につきましては、年金の給付体系全体との関連も考慮しながら検討をしていく必要があるかと思つております。

○中尾辰義君 それでは関連で二、三問ちよつとお伺ひします。

先ほども共済年金制度基本問題研究会、これは質問がありましたが、先般の共済年金制度の大幅改正に当たりまして、国家公務員、地方公務員、公共企業体の各共済の代表者から成る共済年金制度懇談会、これは懇談会でしよう、これが設置されたんですが、この懇談会はいまどうなつてゐるのか、これが一つ。

それから、基本問題研究会とこの懇談会の関係はどうなつてゐるのか。——まあそれだけをお伺ひしませう。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま御指摘の共済年金制度懇談会は、国、地方、それから公企体の各共済組合の関係者の意見の交換をしていただく場といしまして、五十三年の三月から数回にわたりまして会合を開催していただきまして、共

済年金制度の改正についての検討をしていただいたわけでございます。その結果といたしまして、共済年金制度改正の検討項目整理メモというものをまとめていただいたわけでございます。この整理メモの中で、当面早急に取り上げるものとされました事項については、大体五十四年の共済組合法の改正内容に取り入れられたところでございまして、こういった経過を経まして、この懇談会は一応の区切りがつけられまして、使命は果たされたのではないかとこのように考へておるわけでございます。

今回発足いたしました研究会は、これからの高齢化社会に対応していくための共済年金制度の今後のあり方につきましては広く御検討をいただくために発足をいたしましたわけでございます。この研究会におきましては、御指摘の共済年金制度懇談会の整理メモにつきましても十分参考にしていただきまして検討を進めていただくことにならうかと考へておる次第でございます。

○中尾辰義君 それでは、研究会を構成する委員のメンバーはどういう顔ぶれですか。先ほどちよつとありましたが、正式におしやつてくだされ。

○政府委員(矢崎新二君) この委員会のメンバーは、座長が今井一男先生でいらつしやいます。共済組合連盟の会長でございます。それから岡安誠先生、これは糖業安定事業団の理事長でいらつしやいます。それから尾崎朝夫先生、これは財団法人日本人事行政研究所の理事長でいらつしやいます。それから斎藤正夫先生、この方は地方職員共済組合の理事長でいらつしやいます。それから清水成之先生、この方は日本私学振興財団の常務理事でいらつしやいます。それから橋本司郎先生、これは朝日新聞社の編集委員でいらつしやいます。それから平田富太郎先生、この方は早稲田大学の名譽教授でいらつしやいます。それから福田勝先生、これは日本労働組合総評議会の国民生活局長でいらつしやいます。それから船後正道先生、この方は中小企業金融公庫の総裁でいらつしやい

ます。それから村上清先生、この方は日本団体生命保険株式会社取締役をしておられます。それから山本正淑先生、財団法人厚生団理事長でいらつしやいます。

以上でございます。

○中尾辰義君 それから、国鉄の共済年金の財政の現状と今後の見通しを説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(永光洋一君) 国鉄共済組合年金財政安定化のための研究会は、性格が一応国鉄の総裁の諮問機関ということになっておりまして、運輸省と直接の関係はないんでございます。

国鉄の共済の財政につきましては、現在、いま申しました研究会等でもいろいろ研究をいたしたわけでありまして、五十四年度決算におきまして国鉄の共済財政は収入が三千七百五十七億、支出が三千八百三十億円となつておりまして、差し引き七十三億円の単年度赤字となつております。さらに、五十五年度につきましても財政状況はきわめて厳しく、予算上四百四十億円の赤字が見込まれております。

五十六年度以降どういふふうになるかという見通しにつきましては、国鉄総裁の諮問機関でありまして取支計画策定審議会において現在鋭意検討をしておる段階でありまして、今後いろいろ検討がされるというふうになっておりますが、概括いたしますと、国鉄の共済につきましては、やはり事業が縮小重点化の傾向になっておりますので退職者が急増いたしますし、あるいは合理化の問題で三十五万人体制というふうな職員減、いわゆる成熟度から申しますと、母集団が減りまして、成熟度が非常に急激に高度化するというふうな傾向にございまして、昭和六十年には成熟度が一〇〇％を超すということも見込まれて、これに伴ひまして給付費も非常に急増するといふ見込みでありますので、非常に国鉄共済年金の財政状況は一段と厳しくなるというふうに見込まれております。

ちよつとお伺ひしますが、昭和五十五年度予算要求の際に、運輸省が国鉄共済年金の負担急増対策として年金対策補助金それから利子補給、これは百三億円の要求を行つてゐるわけですが、このような考えをとるに至つた経緯についてはお伺ひし、それから、大蔵大臣は国鉄共済組合の年金支払い能力に対する助成を今後どのようにしていこうとお考へになつていらつしやるか、その二つお伺ひして終わります。

○政府委員(永光洋一君) 先ほど国鉄の共済につきまして成熟度のことを申し上げましたが、五十四年度におきまして成熟度は六八・九％ということになっておりまして、したがひまして全般的に現在他の成熟度と申しますか、いわゆる組合員が受給権者との対比でどの程度かと申しますと国鉄が六八・九、電電が一六・五、専売が四三・六、国家公務員連合会非現業が二六・一、こういうふうな形になつておりまして、これを実質的な平均をいたしますと、大体国鉄の成熟度は他のいまま申しましたところの倍でございます。したがひまして、いわゆる正常な他の共済組合の成熟度を超えるものについては、これはやはりいろいろ原因があると思ひますが、一つには戦争中並びに戦後の時期におきましてのいろいろな召集による欠員増を大幅に充当したとか、あるいは引揚者を大幅に、満鉄とかそういう外地の鉄道で働いておられた方を非常に引き受けたとかいふようなやつこのうでの要員構成のゆがみが非常に大きな原因になつておりますし、さらにいま申しましたように、輸送構造なり産業構造が変革しましたことに伴ひましての、いわゆる社会的な原因によりましてこの成熟度の他に比べての著しい成熟度というふうなことから、いわゆる平均的に他の共済の成熟度と国鉄の異常部分につきましての、いわゆる国鉄財政が追加費用を旧法につきまして払うわけでございますが、この国鉄財政の企業体の財政状況の関連から、この異常部分につきまして一定の助成をして、そして国鉄財政の観点から、さらにこの共済組合への追加費用の観点から多少の助成を

となく引き続き准陸尉、准海尉若しくは准空尉である自衛官(以下「准陸尉等」という。)となり(防衛庁設置法等の一部を改正する法律昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。)の施行の日前に一等陸曹等からその者の意思によることなく引き続き准陸尉等となつた場合(以下「施行前准陸尉等昇任の場合」という。)を含む。)に改める。

附則第三條中「その者の意思によることなく引き続き准陸尉等となり」を「引き続き陸曹長等となり、かつ、陸曹長等からその者の意思によることなく引き続き准陸尉等となり」(施行前准陸尉等昇任の場合を含む。)に、「一等陸曹等であつたもの」を「陸曹長等(施行前准陸尉等昇任の場合においては、昭和五十五年法律第 号の施行の日前の期間については一等陸曹、一等海曹又は一等空曹である自衛官、同日以後の期間については陸曹長等)であつたもの」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第六号中「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹」を「陸曹長、海曹長又は空曹長」に改める。

(衆議院修正に係る条文のみを掲載。小字及び「」は修正)

案 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

附 則

○等

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七條第二項にただし書を加える改正規定、附則第四項の前の見出し及び同項から附則第九項までの改正規定並びに附則

に七項を加える改正規定(附則第十項、第十一項及び第十六項に係る部分に限る。)並びに附則第六條の規定は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

一 第十七條の十を第十七條の十二とし、第十七條の九を第十七條の十とし、同条の次に一条を加える改正規定、第十七條の八第一項の改正規定、第十七條の八を第十七條の九とする改正規定、第十七條の七の次に一条を加える改正規定及び別表第二の項の改正規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第七條第二項にただし書を加える改正規定、附則第四項の前の見出し及び同項から附則第九項までの改正規定並びに附則に七項を加える改正規定(附則第十項、第十一項及び第十六項に係る部分に限る。)並びに附則第六條の規定、昭和五十六年十一月一日

2 この法律による改正後の国家公務員災害補償法(以下「新法」という。)(第十七條第一項及び第四項の規定は、遺族補償年金のうち昭和五十五年十一月一日以後の期間に係る分について適用する。)(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国家公務員災害補償法(以下「新法」という。)(第十七條第一項及び第四項の規定は遺族補償年金のうちこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後の期間に係る分について、新法第十七條の八の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分について、新法第十七條の十一の規定は、施行日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

第四条 施行日から昭和五十六年十月三十一日までとの間、新法第十七條の四第二号及び第十七條の六第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、新法第十七條の九第一項中「年金たる補償」とあるのは「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」とい

う。)(と、新法第二十條第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」と、新法第二十八條中「及び遺族補償」とあるのは「遺族補償及び遺族補償年金前払一時金」とする。

2 附則第一條第一項第一号に定める日から昭和五十六年十月三十一日までの間、新法第十七條の八中「年金たる補償」とあるのは、「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。))とする。

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第九十一号)
- 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第九十二号)
- 一、北九州財務局廃止に関する法案に反対し、財務局の福岡市存置に関する請願(第九十三号)
- 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第九十四号)(第九三三三号)(第九三六号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三三三号)(第九四四号)(第九四五号)
- 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第九五六号)(第九五七号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)
- 一、外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(第九六二二号)
- 一、北九州財務局廃止に関する法案に反対し、

財務局の福岡市存置に関する請願(第九七一七号)

- 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第九七二二号)(第九七三三三号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第九七四四号)(第九七五五号)(第九七六六号)
- 一、外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(第九七八八号)(第九七九号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第九八〇〇号)
- 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第九八四四号)(第九八五五号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第九八六六号)(第九八七七号)(第九八八八号)
- 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第九八九八号)(第九九九九号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第一〇〇〇〇号)(第一〇〇〇〇〇号)(第一〇〇〇〇〇〇号)
- 一、国際障害者年施策実現に関する請願(第一〇〇二二二号)
- 一、中小企業専任大臣の設置に関する請願(第一〇〇二五五号)
- 一、外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(第一〇〇三三三三号)(第一〇〇三五五五号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第一〇〇三六六六号)
- 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第一〇〇三七七号)(第一〇〇四〇〇号)
- 一、国際障害者年施策実現に関する請願(第一〇〇四一一号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第一〇四二二二号)(第一〇四三三三三号)(第一〇四四四四号)(第一〇四五五五五号)
- 一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第一〇五五五五号)(第一〇五五五五五号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第一〇五五五五五号)(第一〇五五五五五五号)
- 一、退職手当法改正反対に関する請願(第一〇五五五五五五号)(第一〇五五五五五五五号)

する請願

請願者 広島市南区宇品東一ノ四ノ二七

丸山雄二外二百三十六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第九五七号 昭和五十五年十月二十四日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県姶良町鍋倉一四三 勇和

男外二百四十名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第九五八号 昭和五十五年十月二十四日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 広島県大竹市松ヶ原町一〇六 神

田隆好外百七十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九五九号 昭和五十五年十月二十四日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡市駿河町七ノ八 望月幸雄外

五百五十一名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九六〇号 昭和五十五年十月二十四日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市桜町一、一二三 笠

井一夫外七十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九六一号 昭和五十五年十月二十四日受理

退職手当法改正反対に関する請願(二通)

請願者 静岡市国吉田六五〇 寺田治外二

百六十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九六二号 昭和五十五年十月二十四日受理

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町宮島町二二

ノ二 松下秀義

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第九七一号 昭和五十五年十月二十四日受理

北九州財務局廃止に関する法案に反対し、財務局

の福岡市存置に関する請願(二通)

請願者 長崎市東町八八〇 山下末広外九

千九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第五一二号と同じである。

第九七二号 昭和五十五年十月二十四日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關

する請願

請願者 広島市南区宇品御幸一ノ六ノ四四

相原和司外二百二十七名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第九七三号 昭和五十五年十月二十四日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關

する請願(二通)

請願者 兵庫県朝来郡朝来町物部一、四七

〇 西賀須美外二百五十名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第九七四号 昭和五十五年十月二十四日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都北区中十条三ノ二五ノ二二

木村美代子外四百五十五名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九七五号 昭和五十五年十月二十四日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 茨城県勝田市枝川一、四五四ノ二

大森一茂外百十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九七六号 昭和五十五年十月二十五日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 北海道紋別郡上湧別町中湧別北町

松田実外百名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九七八号 昭和五十五年十月二十五日受理

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 京都府福知山市土師六二九 芦田

義男

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第九七九号 昭和五十五年十月二十五日受理

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 三重県亀山市西町五一三 草川勇

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第九八〇号 昭和五十五年十月二十五日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市馬郡町二、八一三

山田春男外百八十九名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九八四号 昭和五十五年十月二十七日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關

する請願

請願者 広島県佐伯郡大野町五、九八六ノ

二 大島久仁夫外百八十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第九八五号 昭和五十五年十月二十七日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關

する請願

請願者 岡山県津山市一方一四五 大田原

達海外二百十三名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第九八六号 昭和五十五年十月二十七日受理

退職手当法改正反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県浦和市白幡三二五 岩崎繁

治外三百二十四名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九八七号 昭和五十五年十月二十七日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 川崎市幸区北加瀬一、二七八

戸田忠一外百六十六名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九八八号 昭和五十五年十月二十七日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 青森県黒石市元町五五 三上ア

パート内 森屋齊外百十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第九八九号 昭和五十五年十月二十七日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關

する請願

請願者 広島県安芸郡熊野町川角九〇 南

本春二外百八十二名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第九九九号 昭和五十五年十月二十七日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 北海道留萌市沖見町四丁目 中根 基雄外六十七名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和五十五年十月二十七日受理
退職手当法改正反対に関する請願(二通)
請願者 佐賀県鳥栖市今泉町二、五〇五 梅藤光嘉外四百五十名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇〇一号 昭和五十五年十月二十七日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 福岡市東区土井八九ノ一六 見 原正基外百名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇〇二号 昭和五十五年十月二十七日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 神奈川県小田原市国府津一、七 三三 本多時三外九十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇〇二二号 昭和五十五年十月二十七日受理
国際障害者年施策実現に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野 県議会内 塚田佐 夏目 忠雄君
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

一、障害者行動十年計画を早期に策定すること。
二、関係法令の抜本的見直しを行うこと。

三、障害者発生予防のための研究医療機関の設置を図ること。
四、障害福祉施設等諸施策の充実強化を図ること。

理由
国際連合が障害者の「完全参加と平等」をテーマとして、世界各国に提唱した国際障害者年を一年後に控え、障害者に生じる権利、学ぶ権利、働く権利を保障する施策を充実することは、国家に課せられた重要な責務である。

第一〇二五号 昭和五十五年十月二十七日受理
中小企業専任大臣の設置に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野 県議会内 塚田佐 夏目 忠雄君
紹介議員 夏目 忠雄君
中小企業行政を専門に担当する国務大臣を速やかに設置されたい。

理由
我が国の中小企業は、あらゆる産業分野において活動しており、国民経済の発展に寄与し、国民生活の安定に大きく貢献している。しかし、今日の中小企業を取り巻く内外の経済環境は、極めて厳しい状況におかれており、中小企業の自主努力のみでは解決し得ない要因が山積している。そのため、中小企業行政を専門に担当する国務大臣を任命し、中小企業行政を一元化するとともに、総合的な中小企業施策を実施することが緊要である。

第一〇三三三号 昭和五十五年十月二十七日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
請願者 鹿児島県出水市武本上屋一三、九 五七 洲上国夫
紹介議員 蔵内 修治君
この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第一〇三五五号 昭和五十五年十月二十七日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
請願者 大分市上百木三組 松尾寿美男

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第一〇三六六号 昭和五十五年十月二十七日受理
退職手当法改正反対に関する請願(二通)
請願者 静岡市瀬名六一ノ六 朝比奈俊 行外四百二十八名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇三七七号 昭和五十五年十月二十七日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(二通)
請願者 島根県益田市七尾町五ノ六七 土 井保子外二百四十八名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇四〇四号 昭和五十五年十月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 千葉市中台町八七ノ七八 松 井兼外百名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇四一四号 昭和五十五年十月二十八日受理
国際障害者年施策実現に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野 県議会議長 金井秀雅
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一〇二二二号と同じである。

第一〇四二二号 昭和五十五年十月二十八日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 大阪府茨木市西福一ノ三ノ四三 東浦辰雄外五十八名
紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇五〇〇号 昭和五十五年十月二十八日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 茨城県結城市結城六、〇二六 山中敏視外四百十三名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇五一〇号 昭和五十五年十月二十八日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 和歌山県日高郡龍神村小又川八三 池ノ本千歳外七十名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇五二二号 昭和五十五年十月二十八日受理
退職手当法改正反対に関する請願(二通)
請願者 山形市八日町二ノ四ノ五〇 橋本 茂男外二百七十九名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇五三三号 昭和五十五年十月二十八日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 福岡市東区八田青葉台六 宮田伸 子外二百五十九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇五四四号 昭和五十五年十月二十八日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願
請願者 広島市中区舟入南五ノ五ノ二三 山田浩子外百八十八名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇五五五号 昭和五十五年十月二十八日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關する請願

請願者 広島市南区比治山本町一ノ三二

井藤治幸外百八十七名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇五六号 昭和五十五年十月二十八日受理

退職手当法改正反対に關する請願

請願者 京都府宇治市木幡南山二ノ八七

中村とし子外百三十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇七三三号 昭和五十五年十月二十八日受理

退職手当法改正反対に關する請願

請願者 東京都世田谷区池尻二ノ三〇ノ六

斎藤浩之外四百四十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇七四四号 昭和五十五年十月二十八日受理

退職手当法改正反対に關する請願(一通)

請願者 福島県原町市日の出町四ノ三二

上郷嗣外二百名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇七五五号 昭和五十五年十月二十八日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關する請願

請願者 岡山県津山市野介代八〇五ノ四

岡崎忠男外二百二名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇八九九号 昭和五十五年十月二十八日受理

中小企業専任大臣の設置に關する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野

県議会議長 金井秀雅

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第一〇二五号と同じである。

第一〇九〇号 昭和五十五年十月二十八日受理

外地派遣旧軍属の処遇改善に關する請願

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町宮島町三一

ノ五 龜沢正雄

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第一〇九一〇号 昭和五十五年十月二十八日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に關する請願

請願者 神戸市東灘区住吉宮町六ノ一六ノ

三一華滿棉花友会内 本田昌孝

紹介議員 中西 一郎君

旧満州棉花協会、旧華北棉花改進会(旧棉花増産実行委員会を含む)及び旧華中棉花改進会を恩給法の外国特殊機関に指定されたい。

理由

(一)旧満州棉花協会、旧華北棉花改進会及び旧華中棉花改進会(以下本会という)は、戦時下にあつて、満洲、華北及び華中(以下中国という)における棉花の改良増産を指導し、棉花農民の福利の増進と中国農村の復興を図るとともに、我が国の棉花資源を確保するため、日中政府が協議し、行政機構を整備されるまでの暫定措置(満洲棉花協会は昭和十二年十二月満洲国へ移管)として、中国の棉花栽培奨励のための政府代行機関として、特異な性格をもつて設立されたものである。したがつて、本会の役員は、中国政府の要人を主とし、日本側を従として構成され、また、事業経費も主として中国政府和日本棉花栽培協会がほぼ折半出資し運営された。一方、上級職員については、本会が中国政府の代行機関という特殊性にもかかわらず、農林省及び大学等より推薦を受け、実質上招へい又は出向の形式がとられたのである。更に、すべての職員の給与、現地召集の際の処遇も與重

院のそれに準拠していた。(二)本会は、綿作農民に対する技術指導、採種園經營による優良種子の生産と配布、生産棉花の販売斡旋、農耕用必需物資の斡旋、棉花に關する調査研究、及び綿作指導技術員の養成など全く営利を含まない事業を行う純粋な公益団体として、綿作農民の福利の増進を図つてきた。(三)我々の多くは、戦時下にあつて、終始一貫し日中国民の親善友好に基づく農業開拓の平和部隊として、治安不十分な農村の第一線で身の危険を顧みることが少なく、綿作指導の任務を遂行したため、犠牲者も少なからず出ている。特に我々が強調したいことは、新技術の導入及び従来からある品質不良な在来綿にとつて代わつて、品質優良な米綿種子を増殖普及し、中国の綿作改善に画期的な役割を果たしたことである。そのため、本会に対する綿作農民の信頼は厚く、また、当時の非治安地区でさえその事実を認めていた。それとともに、棉花のほとんどを中国に依存していた我が国に対し、棉花の確保に大きな貢献をしたことは、言うまでもない。また、今日なお、中国政府高官も戦時中における我々の綿作指導に果たした実績を高く評価しており、今日の中国棉花の大部分は、当時の我々の改善指導にかかわる優良種子の普及によるものであると云える。(四)我々は、戦後公職復帰にあつて、何の保障もされないばかりか、在外勤務によるハンディを受けながら、再出発して既に三十余年経ており、その間に、かなりの者が死亡し、生存者も六十歳以上の高齢に達している。今や、国民皆年金時代を迎えているが、我々の在外中の勤務年数について戦時加算の優遇措置がとられないばかりか、恩給年数にも加算されないため、在外勤務年数の長い者ほど不利益を大きく被つており、中には、恩給年数にも達しない者もいるという現状である。

第一〇九三三号 昭和五十五年十月二十八日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關する請願

請願者 京都市伏見区深草西伊達町公務員

宿舎内 相沢明男外百四十名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇九四四号 昭和五十五年十月二十八日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關する請願

請願者 岡山市中川町二九五ノ六 佐藤昇

外二百二十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇九五五号 昭和五十五年十月二十八日受理

退職手当法改正反対に關する請願

請願者 広島県佐伯郡廿日市町佐方九三

ノ三 梅岡和英外二百五十一名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一〇九六六号 昭和五十五年十月二十八日受理

退職手当法改正反対に關する請願

請願者 山口県下関市山の田東町七ノ三

福田益雄外百七十三名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一一一〇号 昭和五十五年十月二十九日受理

退職手当法改正反対に關する請願

請願者 福島県原町市五畝田一八三ノ二

菅野勇一外百六十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一二八八号 昭和五十五年十月二十九日受理

退職手当法改正反対に關する請願

請願者 東京都大田区北馬込二ノ三八ノ一

二 三好幾博外二百五十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一二二九号 昭和五十五年十月二十九日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 山口県宇部市厚南区串一五五ノ九
早河康宏外百十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一三〇号 昭和五十五年十月二十九日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 長野県上田市天神三ノ五ノ八
田嶋男外百三十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一三一号 昭和五十五年十月二十九日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県国吉田六五〇 恩田香織外
四百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一三二号 昭和五十五年十月二十九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区平戸町一、一三七
伊藤豊外九十九名

紹介議員 亀山 篤君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一一三三三号 昭和五十五年十月二十九日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(一通)

請願者 奈良県御所市条二七〇 平野忠敏
外二百七十一名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一一四七号 昭和五十五年十月二十九日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都北区豊島四ノ二 榎田政夫
外八十九名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一四八号 昭和五十五年十月二十九日受理
新潟海運局廃止反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市大街道三ノ一ノ一
日野文夫外三千名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第一一五八号 昭和五十五年十月二十九日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡新富町日置二、八二
七 甲斐重徳

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一一五九号 昭和五十五年十月二十九日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ八ノ二 航空
会館分館内日本航空協会内中華航
空会内 高橋晋作

紹介議員 福岡日出彦君

旧中華航空の従業員を恩給法令にいう外国特殊機関の職員に定めるよう所要の措置を講ぜられた。すなわち恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第四十三条の二第一項の外国特殊機関の職員等を定めている昭和三十九年政令第二百三十三号の第二条中に、第十四号として「十四 旧中華航空株式会社の従業員」を加えるよう政令の一部の改正を行い、かつ、「改正後の第二条第十四号の規定は、昭和三十九年十月一日から適用する」旨を定められた。

理由

昭和十一年十一月七日、冀察政務委員会と満州航空株式会社(以下満州航空という)との共同出資による恵通航空株式会社(以下恵通航空という)が設立された。昭和十二年七月日華事変が勃発し、恵通航空は北支派遣軍に協力、航空輸送を実施したが、航空の需要は急増し、現地に発足した中華民國臨時政府(在北京)同維新政府(在南京)及び蒙疆自治政府(在包頭)三者の相互連絡、提携も必要となつてきた。これらの要求を充足するため恵通航空を発展的解消し、昭和三十三年十二月十七日、大規模で強力な中華航空を設立した。その際、満州航空から派遣されていた乗員を含むすべての従業員は同日付けでそのまま中華航空の従業員となつた。中華航空は、中国大陸において、華北交通、華北電報、華中鉄道、華中電信等の各社と並ぶ国策会社であつて、日本政府及び中国の三政府と緊密、不可離な関係にある法人であつたことは明らかであり、実質的には法律附則第四十三条の外国特殊法人に含まれるよう規定すべきであつたが、この同条の規定のままで不可能なため、中華航空の本質にかんがみ、特殊法人に準ずるものと認めるよう望むものである。中華航空の従業員のうち、応召又は徴用により、辺陲の地に出動して、陣没した数は百を超えている。なお、外国政府、外国特殊法人又は外国特殊機関の職員期間のある公務員についての在職年の計算について、この職員期間を加算する特別の規定に基づき、この法人又は機関の職員に該当するものとして、政令で定められた当該法人及び機関は既に二十一社に及んでいる。国策会社の中華航空の従業員が、生命を賭して使命の遂行に当たつたことは、この政令で定められた法人や機関の従業員のそれと比較して、劣るものでないことを確信するものである。

第一一六九号 昭和五十五年十月三十日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 岐阜市光町一ノ五〇ノ二 浅野芳
久外三百五十五名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一八三三号 昭和五十五年十月三十日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都昭島市東町二ノ一ノ一八
樋田弥生外百六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一一八八号 昭和五十五年十月三十日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 岐阜県大垣市綾野町三、五〇四ノ
五 藤井準一外百四十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一九二二号 昭和五十五年十月三十日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都北区西ヶ原二ノ三五ノ六
田中昌江外百三十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一九七号 昭和五十五年十月三十日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡市千代田五ノ四ノ二五 鈴木
二郎外百五十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一一九八号 昭和五十五年十月三十日受理
旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台二ノ一七ノ
六 平田石蔵

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一九九号 昭和十五年十月三十日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市佐目町二〇一 渡辺 隆夫

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一二〇〇号 昭和十五年十月三十日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 高知県土佐市波介一、四一七 田村丞

紹介議員 林 逋君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第二〇一号 昭和五十五年十月三十日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ八ノ二航空
会館分館内日本航空協会内中華航
空会内 友田信

紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第二号中正誤

多段行誤

八二六 おかしいな

おかしな 正

昭和五十五年十一月二十五日印刷

昭和五十五年十一月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局